

第一類 第十一号

通 告 會 議 錄 第七號

平成八年五月十五日(水曜日)
午後一時一分開議

同日

平成八年五月十五日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長

中川 昭一君

理事

齊藤斗志二君

理事

古屋 圭司君

理事

河村たかし君

理事

山崎 泉君

理事

荒井 広幸君

理事

川崎 二郎君

自見庄 三郎君

野中 広務君

宮崎 茂一君

遠藤 和良君

北橋 健治君

冬柴 鐵三君

田中 昭一君

矢島 恒夫君

佐藤謙一郎君

郵政大臣官房長谷 公士君

郵政大臣官房審議官品川 萬里君

郵政省通信政策局長

郵政省電気通信局長

郵政省放送行政局長

郵政大臣官房財務部長

出席外の出席者

信 員 會

室長 委員会調査 丸山 一敏君

同日

委員の異動

辞任

古賀 一成君

補欠選任

小坂 慶次君

同月九日

辞任

小坂 慶次君

同月九日

辞任

吉岡 横光

同月九日

辞任

田中 昭一君

同月九日

辞任

高村 正彦君

同月九日

辞任

北橋 健治君

同月九日

辞任

山岡 賢次君

同月九日

辞任

北橋 健治君

同月九日

辞任

山岡 賢次君

同月九日

辞任

北橋 健治君

同月九日

岸本 光造君
自見庄 三郎君
相沢 英之君
関山 信之君

同日

越智 伊平君

田中 昭一君

補欠選任

相沢 英之君

自見庄 三郎君

同月八日

辞任

北橋 健治君

同月十四日

辞任

実川 幸夫君

同月十四日

辞任

北橋 健治君

同月十四日

辞任

荒井 広幸君

同月十四日

辞任

北橋 健治君

同月十四日

辞任

田中 昭一君

同月十四日

辞任

山岡 賢次君

同月十四日

辞任

北橋 健治君

同月十四日

辞任

北橋 健治君

同月十四日

岸本 光造君
越智 伊平君
遠藤 利明君
佐藤 剛男君
川崎 二郎君
安倍 基雄君
北橋 健治君

同日

補欠選任

利明君

福永 信彦君

同月十八日

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

テレビの字幕放送の拡充に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第一八四五号)

同月十二日

同月十六日

同月二十二日

同月二十六日

日本電信電話株式会社のあり方に関する陳情書
外一件福岡県田川市中央町一の一田川市議会
内田丸雅美外一名(第二五一号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

充てるための助成金交付の業務の対象施設の範囲を拡大することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしておられます。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

○中川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案及び内閣提出、通信・放送機構法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聽取いたします。日野郵政大臣。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕
通信・放送機構法の一部を改正する法律案

○日野國務大臣 初めに、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業または高度有線テレビジョン放送施設整備事業に係る施設を拡大する等の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

この法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業または高度有線テレビジョン放送施設整備事業に係る施設を拡大する等の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げま

す。

第一に、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発を行なう者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借り入れに係る債務の保証を行なう業務を追加し、当該業務に関する信用基金を設けることとしております。

第二に、通信・放送機構は郵政大臣の認可を受けて定める基準に従つて、高度通信・放送研究開発の実施の業務の一部を委託することができるることとしております。

第三に、通信・放送機構の業務に債務保証業務が追加されることに伴い、金融機関への業務の委託等について所要の規定を設けることとしております。

第四に、通信・放送機構の経理関係の規定等につき、所要の整備を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしておりります。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

具体的な内容といたしましては、CATVにつき

ましてシステムの信頼性の向上を図るために支援措置を講ずるというふうなことが一つ。それからもう一つは、光ファイバーネットの整備を行う際の利子助成制度がございますが、この対象施設の範囲を拡大するというふうな改善を図りまして、各家庭までの光化を目指して総合的な支援策を講じていこうというのが一つでございます。

○中川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野田聖子君。

○野田(聖)委員 自由民主党の野田聖子でございます。通信委員会に入りましてから初めての質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案、両案について一括質問させていただきます。

まず、このたびの改正の目的を簡単に大臣の方からお答えいただきたいと思います。

○山口(憲)政府委員 今回法律改正を行ないたいと

いう目的でござりますけれども、高度情報通信社

会の構築ということが私どもに課せられた大きな

課題だというふうに思つております。

第二に、通信・放送機構は郵政大臣の認可を受けて定める基準に従つて、高度通信・放送研究開発の実施の業務の一部を委託することができるこ

ととしております。

第三に、通信・放送機構の業務に債務保証業務

が追加されることに伴い、金融機関への業務の委

託等について所要の規定を設けることとしており

ます。

第四に、通信・放送機構の経理関係の規定等に

つき、所要の整備を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしてお

ります。

第一に、信頼性向上施設に有線テレビジョン放

送業に係る施設を加えることとしております。

第二に、高度通信施設整備事業または高度有線

テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資

金の借り入れに係る利子の支払いに必要な資金に

あります。

次に、この法律案の概要について申し上げま

す。

国際摩擦の激化に加えて、バブル崩壊後はさらに株安、景気の低迷、国際競争力の低下などが生じており、これらの諸課題を解決するためには、経済フロンティアの拡大、ゆとりある豊かな国民生活の実現等を可能とする高度情報通信社会の構築が不可欠である」と示しておられます。

ただ私は、まだこの日本語がきちんと読み取れないというか、なぜ高度情報通信社会と国際摩擦の激化が結びつかのか、バブル崩壊となぜ結びつかのか、または高齢化の進展とこれらがどう結びつくかというのがなかなか国民にはわかりづらいことだと思うので、できれば具体的に、国民生活においては例えばこういうメリットが生まれてきます、生じてきますというような例示を幾つか挙げていただければありがたいのですが、お願ひいたします。

○山口(憲)政府委員 この高度情報通信社会といふうなものが到来いたしますと、よく言われているのは三つでございまして、一つは、いわゆる情報通信産業というものがリーディング産業に成長していくということで、大きな国の支えになる分野になるだろうということ、それからこの情報通信基盤整備が進みますと、その上にいろいろなあらゆる産業が従来と違った形での事業展開が開かれることになるというふうなことが言われております。

これはいわばインダストリーにかかる部分でございますが、あわせて国民生活にかかる部分では、一極集中の問題でありますとか、あるいは環境の問題でありますとか、高齢化の問題とか、そういういろいろな今二十世紀が抱えている問題がござりますが、こういったことにも、アプリケーションというものをうまく生み出さんと、これを解決する手だてになるんじやないかというふうなことが言われているわけでござります。

例えば、私どもも労働省さんと一緒に今力を入れて、私は国民運動にもしていきたいなんど思つてやつているんですけれども、テレワーカーといふうなものがござります。こういうものが機

能いたしますと、毎日毎日会社に行かなくても、自分の住所の近くのオフィスで今までと同じような仕事ができる。現実にこれを企業でやっておられまして、随分、通勤時間が片道で七十分も平均で減ったというふうな会社もございますが、そういった形で交通を代替することができます。あるいはこれが地方で展開されますと、国土の全体的な平均的な均衡ある発展というふうなことにもつながってくるというふうなことがあります。

それから、よく最近言われておりますのは、遠隔医療というふうなことが言われております。これはもう効用というものは、高齢化の問題につきましても言われますし、医療のあり方そのものについてもかかわってまいりますし、大変国民生活に深いかわりがあるものであろうと思います。

それからまた、使いやすい、どなたでもこれか

らはこの情報通信にアクセスできるようになり、ピューターの方と目と目が合うと、そこの合ったところの文字がぱっとそこだけ大きくなるとか、通信基盤整備が進みますと、その上にいろいろな通信装置ができなくなる、こういうときのために回線の切りかえ装置というものとあるいは非常用電源装置というものが必要になるわけになりますが、これの整備率というのがまだ非常に低うございまして、こういうものを整備するために、今回の法律改正によりまして、債務保証といいます

する、あるいは商用電力の停止が生じますとサービスがたくさんござりますけれども、そういう例がたくさんござりますけれども、そういう例がたくさんござりますけれども、そういう意味で、その基盤をなすのは、何と

いっても研究開発でございます。したがいまして、そういうものを実現していく。しかも、その研究開発も直ちにその成果がぱっと成果だと、それがござりますが、こういったことにも、アブリ

ケーションというものをうまく生み出さんと、これを解決する手だてになるんじやないかというふうなことが言われているわけでござります。

以上でございます。

○野田(聖)委員 どうもありがとうございました。

いつも研究開発でございます。したがいまして、そういうものを実現していく。しかも、その研究開発も直ちにその成果がぱっと成果だと、それがござりますが、こういったことにも、アブリ

ケーションといふうなものと、それよりもはるかに先の長い、基礎的な研究開発もやつておかなきやいけないという問題があるのですから、国が今回や

るどちらかといふうとに基礎的な部分につきまして、施策をさせていただいたということでおざいま

す。

ちょっと長くなりまして、恐縮でござります。

○楠田政府委員 電気通信基盤充実臨時措置法の改正の方では、二つございますが、一つは信頼性向上施設整備事業へのCATVの追加というものがござります。

これが国民生活にどのようなメリットがあるかということを考えますと、CATV、最近都市型CATVを中心非常に増加しております、恐らく将来、非常に重要な通信あるいは情報の基盤になるだろうと思つております。そのためには、CATVもその信頼性の向上というのが必要でございまして、それによりまして安定的なサービスができる、こういうふうに考えるわけでござります。

ちょっと具体的に申し上げますと、例えば地震等の災害によりましてCATVのケーブルが切断する、あるいは商用電力の停止が生じますとサービスができないくなる、こういうときのために回線の切りかえ装置というものとあるいは非常用電源装置というものが必要になるわけになりますが、これの整備率というのがまだ非常に低うございまして、こういうものを整備するために、安定したサービスが提供できるのが最大のメリットかと思つております。

以上でございます。

○野田(聖)委員 どうもありがとうございました。

そんな中で、ここで改正されることになるので

すが、たたせつかく、電気通信基盤充実臨時措置法を改正していろいろまたメリットがふえるけれども、実際今までの段階で、この法律があつたと

ても全く関係ない部分、例えば先ほどもCATVのお話が出ましたけれども、そういう事業者や

他のいわゆる民間業者が実際に光ファイバーをこ

れまでに整備するに当たつては、例えばNTTとか電力会社に電柱なんかを借りる手続をしなきや

いけない。それに電力会社だと三ヶ月ぐらい待たされたり、NTTだと電柱の数が少ないのかどうかわからないのですけれども、倍の六ヶ月ぐらい

かわからぬのですけれども、道路の占用、いわゆる地中埋設の光ファイバーなんかを進めていく場合に

は、道路の責任者というか管理者というのは地方自治体であつたり建設省そのものであつたりする

にあります。この法律ができたからといって手放しでは喜べないと思います。これに対

して、郵政省というのはそういう現実の問題に対

してどういう対応をしていかなければならぬとい

お考えでしようか。

○楠田(聖)委員 C A T V 事業者が例えは光ファイバー網のケーブルを敷設する場合、先生御指摘のように、電柱の共架の承諾というのが一つ要ります。それから道路占用許可という手続が必要でございます。現在これらの手続におきましては、電柱共架に関しては、申請から承諾まで一ヶ月から三ヶ月程度かかるております。施設が非常に大規模となる場合は二ヶ月を超えることがあります。一ヶ月から三ヶ月程度。それから道路占用に関しては、申請から許可まで一週間から四週間かかる、こういうような時間要しているというふうに我々としては認識しております。

郵政省としましては、このC A T V の円滑な事

業化につきましては、これらの手続の一層の簡素化あるいは迅速化が不可欠であるということを認識しております。関係機関に対しまして、電柱共架承諾あるいは道路占用許可の各手続の一層の簡素化というものを要請しておるところでございます。

ちよつと具体的に申し上げますと、道路占用許

可でありますと、従来から建設省にいろいろと機会をと

らえて要望しております。平成七年の十月に

は、道路占用のこれは占用料でございますが、占

用料が大幅に軽減された経緯がござります。それ

から占用期間も三年から五年に延ばすとか、幾つ

かの改善策を実施していただいております。

それから、電柱の共架、これは電力会社とか電

気通信会社、まあN T T にお願いするわけです

が、共架料の低減と簡素化を要請しております。

これから、下がつてはおりませんけれども、ずっと

前から、例えは昭和六十三年から共架料が上がつ

ていない、物価等は上がつても上がつてないとい

うことをやつております。それから、非常に大

規模な共架申請があつた場合には、ほかの営業所

から応援していただき、その処理をN T T 等で

やつていただくというようなこともやつております。

○野田(聖)委員 大変御苦労されているような感

じがいたします。

実は、こういう問題も含めて、今建設省とい

う話が出ましたけれども、このマルチメディアの社

会に対して、これは国を挙げての取り組みとい

うことになります。つまり、郵政省だけでは事は進

んでいかない、建設省とか通産省とか、高齢化の

問題であれば厚生省、先ほどお話をあつた労働

省、もうすべての省庁が一体となつて取り組んで

いかなければいけない問題ということで、平成七

年には、高度情報通信社会推進本部という大変御

立派な、本部長が内閣総理大臣といふ、そういう

本部があるわけです。ですから、こういう問題と

いうのは、その本部が機能していさえすれば今私

が質問するまでもないことで、やはりそういう省

庁間の横の連絡、本当にマルチメディアをみんな

でやつていいこうという気持ちで、郵政省の方が先

頭になつてそういう方たちとやつていただきなけれ

ば困ると思うのですが、いま一度、他省庁との

連携というのはどのように行われているのか教え

てください。

○山口(憲)政府委員 お話しいただきましたよう

に、この問題は、全省庁が一丸となつて取り組む

べき政策課題だというのは、全く私どももそうい

うふうなことではかなり施策が行なわれているなど

思ひます。

それから、今、この推進本部の中に制度見直し

作業部会といふふうなものが設けられておりまし

て、そこでは、課題を、焦点を絞つてやろうとい

うことと、書類の電子データによる保存、これ

は、民間の会社ではなくて電子データ

で保存してよろしくござりますというふうなこ

と、それから、役所への申告とかあるいは申請手

続を電子化する、紙から電子化してもよろしくうござりますというふうなことをいこうではないか

といふふうなことをよしとするのは個々の役所の所管でござります。それぞれの電子申請を認めるかどうか

といふふうなことをいこうではないか

といふふうなことを検討しております。それから、そ

のため具体的な場として高度情報通信社会推進

本部というのが設けられて、これが私どもは機

能しているというふうに思っております。

ちよつと具体的な例でお話をさせていただきま

すと、昨年の二月でござりますけれども、政府全

体の方針といたしまして、政府として取り組むべ

き政策課題を明確にいたしたところでございま

す。さらに、昨年の八月に、関係省庁が連携をい

いざれにしましても、この光ファイバーなりケーブルを引く場合の道路占用許可あるいは添架

といふ

うふうなこと

を全部施

し

ます。

たしまして、行政の分野、それから教育の分野、

医療の分野、防災の分野といふふうな形で分野を

分けまして、その分野にかかる省庁はどこがあ

りますので、今後とも、一生懸命頑張って要望し

ていきたいというふうに考えておるところでござ

います。

○野田(聖)委員 推進本部の役割がよくわかりま

る、中心になつて事を進める役所というのを決め

まして、そして全体として整合を持つて進むよう

にというふうなことをやつております。

例えば、教育とか文化とかスポーツの分野の情

報化をどう進めるかということになりますと、文

部省、郵政省、通産省、自治省、科学技術省、外

務省、農林水産省、建設省が関係している、こう

いうことございまして、まことに幅広く関係し

ているということになるのかもしれませんが、こ

れはひとつ文部省さんで全体を取り仕切つてくだ

さいといふうなことで、文部省さんが全部をお

つくりになつてある、各省庁からの協力を得てつ

くついているといふうな形になつて、そういうた

形での、ばらばらにといふうことがないようによ

うふうなことではかなり施策が行なわれているなど

思ひます。

それから、今、この推進本部の中に制度見直し

作業部会といふふうなものが設けられておりま

して、そこでは、課題を、焦点を絞つてやろうとい

うことと、書類の電子データによる保存、これ

は、民間の会社ではなくて電子データ

で保存してよろしくござりますというふうなこ

と、それから、役所への申告とかあるいは申請手

續を電子化する、紙から電子化してもよろしくうござりますといふふうなことをいこうではないか

といふふうなことを検討しております。それから、そ

のため具体的な場として高度情報通信社会推進

本部というのが設けられて、これが私どもは機

能しているといふふうなことを思つております。

ちよつと具体的な例でお話をさせていただきま

すと、昨年の二月でござりますけれども、政府全

体の方針といたしまして、政府として取り組むべ

き政策課題を明確にいたしたところでございま

す。さらに、昨年の八月に、関係省庁が連携をい

る、中心になつて事を進める役所というのを決め

まして、そして全体として整合を持つて進むよう

にというふうなことをやつております。

○野田(聖)委員 推進本部の役割がよくわかりま

る、中心になつて事を進める役所というのを決め

まして、そして全体として整合を持つて進むよう

にというふうなことをやつております。

国民の多くは、だれ一人として光ファイバー網

の整備に反対しているわけではありません。むし

ろ、民間サイドの方がこれを早くやつてほしいと

いう要望や願いがあるわけです。そこで、郵政省

が一生懸命やろうとこういう法律を改正してまで

やつてくれたとしても、現実の問題で他省庁との

弊害があるとするならば、やはりぜひともその推

進本部で、そういうものに対する議論、または

そういうリンクageをつくつていただきたいと、

心からお願い申し上げます。

私は、この法律二法、大変題名が難しいといふ

うふうなこと

を、最初何のことかなと悩むような法律案ですが、極

めて新しい法律、平成になつてからできていると

承りました。ところが、不思議なことに何度も何

度も改正が行なわれている。これは、一つには、人

間がつくつたものですから、できた法律を変えて

いくのは当然の義務ですし、それは構わないで

すけれども、ただ、一二、三箇所落ちない点がある

わけです。

例えば、通信・放送機構法の一部を改正する法

律案の方におきましては、平成四年の改正です

か、平成四年の時点で、なぜその改正に当たつて

研究開発の委託が盛り込まれなかつたのかなどとい

う疑問が残ります。なぜならば、おつしやつてい

る中身というか、なぜ変えなければならないかと

いうのは、産学官の連携が必要であるからとい

うようなことが言われておるわけですけれども、こ

の産学官という言葉は、一、二年前にでき上がつ

た言葉ではなくて、私が知る限りではもう十年以

上からその言葉 자체はあつて、普及しているは

ずで、今さら産学官の連携が必要だというのは何

となく腑に落ちないという改正。もう既にでき上

がつたときからそれは考えられたことではないの

か、他の民間とか大学への研究の委託ということについてはもう既に法律ができる段階で考えられてもおかしくないので、なぜ今ごろという疑問が

同様に、通信基盤充実臨時措置法の方においては、平成五年の時点でもう既に改正があつて、災害時の不測の事態により電気通信システムに障害が生じた場合の社会の甚大な影響を考慮して、これに対応するためにと、いろいろな改正が行われてゐるわけござります。にもかかわらず、そのときにはCATVが入つていなかつた。でも、もう既に平成五年の時点では、CATVというのは広く国民の中に普及されているものであつて、これは、ただ見落としたのか、それともそのときには関心がなかつたのか、そこは定かではありませんが、私が危惧するのは、法律の改正は別に悪いことではないけれども、どうもこの法律自体が後手後手に回つているのじやないか、そちら辺の懸念があることと、今後はどういうふうにこの法律に取り組んでいかれるのか、また毎年ぐらいたく、改正、改正で、ちょこつとずつ何かが出てくるのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○山口(憲)政府委員 研究開発についてのいろいろな手立てを講するのがどうも遅いのじやないかとか、あるいは、もう少し前広に方法を考えておいたらどうかというふうなお話をございます。

実は、今お話をございましたように、通信・放送機構に初めて研究開発の仕事を始めさせた、始めさせたという言葉が適當かどうかわかりませんが、そういうふうな形になつたわけでござりますが、実はこれは、やつてみると、やはりいろいろなこういう方法がいいなというものが出てくるのですから、あらかじめつくつておくというのも先生のお話のとおり一つの方法かとも思いますが、やつてみて、さらについふうにやると、もつといいなというふうな形で、着実に「一步一歩進めさせていただく」というのもまた一つの方法かななどいうふうにも思つておりますが、実は今回までは、そういったことで、業務、今までのみずから

やつていたということじやなくて、民間の皆さんの方の方にそういうた能力があるのなら、自分のところからさりに民間の方の皆さんにやつていただ

うと、そういうことをやる研究課題というのがもう出てきた、自分のところでやるよりも民間の方にやつていただいた方がいいと。
例えば、今回考えておりますのは、一万キロを無中継で送るような光ファイバー網の開発というようなことを考えているのですが、そうしますと、光ファイバー網を製造するということが出てくる。そうすると、その製造工程というようなものは、これは民間の会社のものを使わせていただいた方がずっと安いわけですね。我々がこれを設けるというのは大変なことです。それからまた、そういうものをつくる際には、特別な技能を持つた方が必要だというふうなことになります。
そういうことで、研究テーマというのは、だんだん拡充し内容を考えていくと、どうも新しい方法を考えていく必要があるのではないかなどといふふうな形で、私どもいたしましては、着実に一步一歩内容の充実を図っていきたいというふうに考えて、今回措置させていただいているということをございます。

○楠田政府委員 C A T Vにおきましても、もつと前から信頼性向上施設を入れるべきではなかつたかという御指摘は、もつとも点はございます。

しかしながら、C A T Vは、特に都市型C A T Vというのは最近非常に脚光を浴びてまいりましたで、その伸び率も二〇%—三〇%という伸び率で、現在はもう二百六十万を超えるような数字になっております。かつ、この都市型C A T Vの場合は、フルサービスと称しまして、一方的にテレビの番組を見るだけでなく、例えは電話とか電気通信に使えるようになってまいりました。そうしますと、このシステムそのものが非常に重要性を増してきたということが言えよつかと思います。そういうこともありまして、今回、信頼性向上

施設の中に入れたという点を申し上げたいと思います。

能をもつても、産学官というのは最初から考えられるような一つの方策ではないかなとまだ疑問が残っております。むしろ、いろいろな人に聞きまると、今財政が非常に厳しくて予算がなかなかかけづらい中で、小さな子供を大きく育てるといふような考え方よりもはり一つのやり方かもしれませんけれども、今マルチメディアというものが日本国にとって今後の産業形態として大きく期待されるものであれば、思い切ってそういうことに大ぶらしきで取り組むというのも一つの前倒しの政策ではないかと私自身は思つておるところでござります。

これで一応、二法についての質問を終わらせていただきまして、最後に、「一つだけちょっと別な質問をさせていただきたい」と思います。

と申しますのは、私は、通信委員を拝命させていただきまして、今まで通信の勉強についてそこまで深くやっておりませんでした。おかげさまで、地元の郵便局の皆さんと勉強会を開く機会がありまして、その中で、現場の声ということことで、いろいろな疑問とか御質問をいただいておるところでございます。

そんな中で、私は、実は党の方で環境部会の副部会長をやつていて、常々、これから日本の国というのをやはり環境というものを考えていかなければいけない。そんな中で、郵政省の環境についての取り組みはどんなものかなというお尋ねをしたいと思います。

そこで、具体的な例を申し上げますと、今、書き損じはがきというのがありますと、それを郵便局に持っていくと、お金を払うと新しいのにかえていたらくわけですが、承るところによりまると、この枚数は、特定局の一局扱いで大体年間一均二・五万枚書き損じはがきというのが集まる

うなのです。全国でどれだけあれがあるかわから
ないのですけれども、現在、書き損じの処分とい
うのは現場の郵便局任せということなんです。だ

の皆さんの声からすると、これらの書き損じはがきを処分、つまり燃やしたりせずに、やはり本省一括で引き揚げてもらって、再生紙として再利用していくのが必要なのではないかという事があるということござります。これに対して、国としては積極的に取り組んでいるところでございます。

○寺西説明員 郵政省といたしましても、環境問題の重要性を踏まえまして、再生紙の利用につきましてはがき全体の二割ぐらいを再生紙のはがきを調達しているところでございます。

しかしながら、先生御指摘のありました、郵便局の窓口で交換された書き損じのはがきでござりますけれども、これにつきましては、一つは、やはりがきとして活用されるというのは困りますので、されないような措置を講ずる必要があること。それから、これは大体お客様の通信文が書かれていることが多いものですから、プライバシーの確保の問題がある。それから、先生、特定局一局当たり二・五万枚とおっしゃいましたけれども、これは我々も確かな数字はございませんけれども、書き損じのはがきは全国で大体一億五千枚ぐらいいと推定しております。一局当たりで比べますと、七千枚というふうに我々はとらえているのですけれども、そういう量でござりますので、それぞれの郵便局において数ヵ月ためておきまして、それを裁断とか焼却をするというふうにしております。

ただ、先生から御指摘もありましたけれども

そういうのを集めまして再生できないかどうかということにつきましては、先ほど申しましたような防犯措置の問題あるいはプライバシーの問題なども含めまして、要するに、ある程度一定ロット集まらないと再生というのはそれなりの効果がないものですから、郵政局なりあるいは本省に集めるというときのその回収コスト、そういうものも検討しまして、今後、書き損じはがきを再度はがきに再生できるかどうかとか、あるいは、そうでなくて段ボール等に使えるかどうかということについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○野田(聖)委員 ありがとうございました。

郵政省の方御存じないかもしませんけれども、通産省の方では容器包装リサイクル法というのがもう既に制定されていて、これから国民にいわゆる半義務化といふか、分別をしていただきて、それぞれの資源をリサイクルさせるというふうに世の中動きつつあるわけです。

やはりそういう中で、書き損じはがきだけは燃やしてもいいというわけにもまいりませんし、そしてまたリサイクルというのは基本的にコストがかかるものです。それをやはり国民に周知徹底していただい、コストがかかってもやらなければならぬというふうに御理解いただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

○中川委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 日野郵政大臣には、慌ただしい日程の中の海外御出張、まことに御苦労さまでございました。

私が一時間の時間をちょうどいいしておりますものですから、法案の審議に入る前に、特に情報通信分野における研究開発のあり方等について、若干の質疑をさせていただきたいと思っております。昨年の十一月だと思いますが、科学技術基本法が成立いたしました、その法律にのつとりまして、昨日ですか、科学技術白書が閣議決定されま

して、国会に提出されております。この白書、私も拝見したのですけれども、現在の日本の国究開発のあり方について、いろいろな分析がありますし、いろいろな認識を示しているわけでございます。

○日野国務大臣

おかげさまで、無事南アフリカから帰つてまいりました。いろいろ御心配をいたす大臣としての所見をお伺いしたいと思いましてあります。

科学技術白書が出されたわけでございますが、情報通信の技術というのは、まず新産業を創出をしていく、それから経済活動の効率化をしていく、こういうことに大きく寄与しているものでございまして、また、ゆとりと活力ある豊かな社会を構築するという観点からも、これは不可欠なものでございます。

急速に技術革新が進展する通信技術の分野では、研究開発を積極的に推進していくことが重要であるというふうに思っております。白書においても、情報通信技術を始めとする科学技術の発達が経済のフロンティアの拡大をもたらすものという指摘がなされているようでございます。私も本當に、この点については全くこの白書と同意見でございます。

また、白書では、科学技術全般の課題として、研究開発に没頭できる環境、これを整備しなければいかぬということも指摘しておられます。それから、人材の確保といふことも指摘しておられるわけでございますが、情報通信分野の研究開発についてもこのよくな研究環境をきちんと整備をしていくこと、それから人材を確保をしていくこと、これは非常に大きな課題でございまして、私は、一時間の時間をちょうどいいしておりますものですから、法案の審議に入る前に、特に情報通信分野における研究開発のあり方等について、若干の質疑をさせていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○中川委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 日野郵政大臣には、慌ただしい日程の中の海外御出張、まことに御苦労さまでございました。

私は、一時間の時間をちょうどいいしておりますものですから、法案の審議に入る前に、特に情報通信分野における研究開発のあり方等について、若干の質疑をさせていただきたいと思っております。昨年の十一月だと思いますが、科学技術基本法が成立いたしました、その法律にのつとりまして、昨日ですか、科学技術白書が閣議決定されま

トランナーをめざして」という認識を示しています。今まで日本はどちらかというとセカンドランナーであつて、既に研究開発で進んでいるところがあつて、それにどう追いつくかといふ話だつたんですが、今はフロントランナーの中に入つた。その中で、やはり創造的な研究活動をしていかなければいけない。そうすると、やはりどうしても基礎研究という分野に対して積極的な取り組みをしていかなければいけないという認識があるんですね。

この研究開発の水準というものを欧米諸国と比較いたしますと、特に我が国においては基礎研究が立ちおくれている。したがいまして、公募方式等によりまして、新たな制度をつくつて研究開発を推進しなければならない。こういうことをもとに平成八年度では予算総額三百二十億円の新たな基礎研究推進制度をつくった、こういうことがございまして、また、ゆとりと活力ある豊かな社会を構築するという観点からも、これは不可欠なものでございます。

急速に技術革新が進展する通信技術の分野では、研究開発を積極的に推進していくことが重要であるというふうに思っております。白書においても、情報通信技術を始めとする科学技術の発達が経済のフロンティアの拡大をもたらすものという指摘がなされているようでございます。私も本當に、この点については全くこの白書と同意見でございます。

また、白書では、科学技術全般の課題として、研究開発に没頭できる環境、これを整備しなければいかぬということも指摘しておられます。それから、人材の確保といふことも指摘しておられるわけでございますが、情報通信分野の研究開発についてもこのよくな研究環境をきちんと整備をいくこと、それから人材を確保をしていくこと、これは非常に大きな課題でございまして、私は、一時間の時間をちょうどいいておりますものですから、法案の審議に入る前に、特に情報通信分野における研究開発のあり方等について、若干の質疑をさせていただきたいと思っております。

○遠藤(和)委員 前回の質問のときにも、郵政省全体の一般会計予算是非常に少ない、六百億円程度でしたか、そういうことでござりますから、全体の予算から考えてこの研究開発の予算も努力してかなとは思つんすけれども、他省庁との比較をしてみますと、情報通信分野といふものが巨大な産業にこれからなつていかなければいけないという背景から考えますと、若干やはりそういう意味で今後も努力を要するのではないか、こういう認識を私は示しておきたいと思います。

ちよつと具体的な話をなるんですけども、國際競争力というか国際的な技術研究レベルでの議論になりますが、情報通信分野における技術貿易、これが大幅な入超になつてゐるということが報告されているんですけども、この実態について数字を挙げて報告できますか。

○山口(憲)政府委員 情報通信分野における技術貿易の実態ということでございますが、これはよく使われておられますのは総務省による科学技術研究調査報告というのがござります。

これで見ますと、平成五年度でございますが、全産業では三百七十四億円の黒字であるのに対し、情報通信産業の分野では五百四十五億円の赤字だというふうなことで、私どもが所管している分野というのは技術を入超、輸入をしている方が

いうふうな日本に対する評価が寄せられたりなんかしているわけで、基礎研究の推進ということをきちんとやつていく、そのためにはその研究もテーマを設けて、公募をして、そしてどんどん進めるということは、これは非常に方法論としてはすぐれた方法論だらうと私も思つております。今先生からこの四・八億円、これをどう思つつかなればいけない。そうすると、やはりどうしても基礎研究という分野に対して積極的な取り組みをしていかなければいけないという認識があるんですね。

この研究開発の水準というものを欧米諸国と比較いたしますと、特に我が国においては基礎研究が立ちおくれている。したがいまして、公募方式等によりまして、新たな制度をつくつて研究開発を推進しなければならない。こういうことをもとに平成八年度では予算総額三百二十億円の新たな基礎研究推進制度をつくった、こういうことがございまして、また、ゆとりと活力ある豊かな社会を構築するという観点からも、これは不可欠なものでございます。

急速に技術革新が進展する通信技術の分野では、研究開発を積極的に推進していくことが重要であるというふうに思っております。白書においても、情報通信技術を始めとする科学技術の発達が経済のフロンティアの拡大をもたらすものといふ指摘がなされているようでございます。私も本當に、この点については全くこの白書と同意見でございます。

また、白書では、科学技術全般の課題として、研究開発に没頭できる環境、これを整備しなければいかぬということも指摘しておられます。それから、人材の確保といふことも指摘しておられるわけでございますが、情報通信分野の研究開発についてもこのよくな研究環境をきちんと整備をいくこと、それから人材を確保をしていくこと、これは非常に大きな課題でございまして、私は、一時間の時間をちょうどいいておりますものですから、法案の審議に入る前に、特に情報通信分野における研究開発のあり方等について、若干の質疑をさせていただきたいと思っております。

○遠藤(和)委員 特に、この科学技術白書の副題

多いというふうな状況でございます。それから、日銀の方の統計もござります。これによりますと、全産業で三千六百七十億円の赤字というふうなことになつておりますとして、総務庁の方の数字と若干違つておりますが、これは調査の方法でありますとか調査の対象が違つていうふうなことだと思います。ただ、いずれにいたしましても、情報通信分野というのは大変な技術依存型になつてしまっている、外因依存型になつてしまつてゐるということだと思います。

これは我が国の技術というのは国際的に見ると大変に競争力が弱いということになるわけでござりますが、二つ理由が考えられるというふうに思つております。一つは、開発 자체がやはりおくれているという分野が多いんじゃないかというふうに思つております。一つは、技術に普及して、国際競争力を確保するためには、標準化というものに結びついていかないと競争力がつかないわけであります。やはりそういう面で、我が国の技術が必ずしも標準化して世界の業界が受け入れてくれているというふうな状況になつていい部分が今あるのかなというふうに思つております。そして、研究開発をすることと同時に、特にデジタルと言われているような標準化の分野にもっと目を向けていく必要があるんじゃないかといふうに思つてゐる次第でございます。

○遠藤(和)委員 国際市場におけるシェアがどの

くらい我が国にあるのかという問題とも関連する

んですけれども、我が国の研究 자체は大変ユニー

クですばらしいものがあるにしても、それが国際

市場において本当に歓迎されるものであるかどうかになつてしまふ心配があるわけですね。

ですから、基礎研究というのはすぐに成果があらわれにくいものだと思うのですけれども、そ

した分野というものをきちっと考えながらいろいろ考へていくことも大切なわけでござい

ますが、国際市場におけるシェアという観点からどういうふうな認識をしておりますか。

○山口(憲)政府委員 国際市場といいますか、例えば製品が、我が国の技術が反映された製品がど

んなふうになっているかというふうなことを見る

ことでも一つの我が国の力をあらわしているものだと思います。私どもが所管させていただいている研究開発そのものが結構商品に結びつくとい

うふうな、国際間のおつき合いをうまくして仲間づくりをしていくとともに非常に大切な問題です。欧米から比べると多いという数字もあるので

だというふうに思つておられます。

○遠藤(和)委員 特に情報通信分野における政府

予算というのが、米国から比べると非常に少

い。

それから、標準化の対GDP比です

けれども、科学技術白書を見ますと、これは情

報通信に限らずに全分野の研究開発の比較をして

いるのですが、政府負担研究費の対GDP比です

ね、その国のGDPに対しても比率ですが、これ

が先進諸国の中でも日本は最低になつています

ね。日本は〇・六一%で、米国は〇・八八%、ド

イツが〇・九六%、フランスは一・〇八%、イギ

リスは〇・七一%というふうになつていて

が、やはり国

の経済力に応じた、政府がこういう

基礎研究の分野にきっちりとした予算を組んでいく

ということを考えておきますと、もう少し政府予

算を多くしてもらひのではなくいか。特に郵政省関

係の予算は非常に少ないわけでございまして、こ

うした諸外国との比較の上においてももう少し努

力をすべきではないか、こう思いますが、どうで

すか。

○山口(憲)政府委員 政府の負担する研究開発費

というのは、全分野では総研究開発費の二割とい

うことになつておりますと、我が国の政府の約

半分の水準だということでござりますが、情報通

信分野に限つて考えてみますと、我が国の政府の

負担比率というのは三%というふうなことでござ

いまして、大変小さいということでおっしゃるとい

うことです。

○山口(憲)政府委員 平成四年度から民間の研究

開発費についてもその投資額が減少傾向にあると

いうことは私ども把握をしておりまして、大変こ

れは重大な問題だというふうに思つております。

そういうふうな法になつていてると思うのですけれども、そういう認識は持つていらっしゃるというこ

とですね。

○山口(憲)政府委員 平成四年度から民間の研究

開発費についてもその投資額が減少傾向にあると

いうことは私ども把握をしておりまして、大変こ

れは重大な問題だというふうに思つております。

そういうふうな意味では、今御指摘のような私ども

としてできる支援策というものは積極的にとつて

いかなければいけないというふうに思つております。

それが、やはり基本的には、これは民間の分野の研

究開発でございますので、民間の皆様方に積極的

な姿勢をとつていただかといふことがあります。第一だ

といふふうに考えております。

現在のところ、中期、長期的な視点からといふことで、情報通信技術の研究開発基本計画といふのを今つくております。そういうものをお示しすることによりまして、少しでも民間の皆さん

の方の研究開発を進める際のよりどころといふふう

なものが示せればといふふうなことを考えておりま

して、今、電気通信技術審議会に御審議をお願

いして、間もなくお答えをいただけるのではないか

かといふふうに思つておる次第でございます。

○遠藤(和)委員 それでは、具体的に通信・放送

機構のことについてお尋ねしますが、この通信・

放送機構という機構自身のもとの設立目的と

いうのはどういものだったのですか。

○山口(憲)政府委員 舊、通信・放送機構は通

信・放送衛星機構と言つておりますので、衛星の管

理を主としてやることがこの発端といいま

すが、そういったことをやつていた組織でござい

ます。

○遠藤(和)委員 その衛星の文字を削つて通信・

放送機構に新しく編成がえをした。そのときに、

衛星の管理だけではなくて研究開発に対する出資

であるとか、あるいは民間の研究開発に対する支

援であるとか、そういう業務を追加しているわけ

ですね。

これは郵政省唯一の認可法人ということでござ

いますから、この機構に、そういうふうな郵政省

が政策目的を遂行するためにやらなければいけな

い新たな業務といふものを次々に追加していく

た、この経緯は理解できるのですけれども、先ほ

どもお話をありましたように、何度か改正をして

新しい業務を少しずつ追加していくわけでございまして、この通信・放送機構にいろいろ

な、会計勘定は別になつてゐるのですが、もとも

とあつたものに新しくどんどん追加することによつて、何か私、言葉が悪いのですが、田舎の旅

館が建つて増しをして、新築をして、渡り廊下をつ

けていくて、それで何でもかんでもやりますよと

いうふうな仕組みになつてゐるような気分がする

のですね。

それで、片や国立通信総合研究所というのがありますね。ここは大変歴史のある総合研究所なんですね。これは大変歴史のある総合研究所なんですね。

ですけれども、この研究所の研究の中身といふのも、もう少し本当は膨らませて立派なものにつ

くり直した方がいいのではないか。そういうものも、もう少し立派なものにして、そこを

ネスホテルというような感じですね。

この二つを合体して都市型の近代的なホテルに

して、ホテルというのはわかりやすい意味で言つ

ているわけですよ、近代的なものにして、そこを

一元化して郵政省の行う研究開発の中心拠点のよ

うなものにきちっとしていく。そして予算も人員

も拡大、増強して、来るべき情報通信社会に適合

した研究開発、独自で研究するものもあります

が高いいしかしこれはやらなければいかぬという

ようないきめ細かな基礎的な研究、先端的な研究をやってきて

これは国の研究機関でござります。そして、最初

から成果を見出すことがなかなか困難だ、リスク

が高い、しかしこれはやらなければいかぬという

ようないきめ細かな基礎的な研究、先端的な研究をやってきて

おるわけでございまして、利益に結びつかないけ

れども公共性の高い研究開発等を実施していると

いうことで、この二つの機構、システムの間でこ

れを今すぐに結びつけて一つにするということ

は、かえつて二つの、通信総合研究所と通信・放

送機構のよさを減殺してしまうという可能性の方

がむしろ高いのではないかなどといふふうに私は今

のところ考へておるわけでござります。

現実に、国立通信総合研究所と通信・放送機構

といふものを一体化させることになります

と、今法案でお願いしているような仕事がスムー

ズに運べるかどうかということになると、これも

疑問なしとしないわけでございまして、ひとつそ

こらを御理解いただきたいといふふうに思つてお

ります。

○遠藤(和)委員 一遍に合体するというのはかな

り手荒いやり方になると思います。ただ、有機的

な連係プレーといふものは必要だと思うのです

ね。ですから、研究開発といふものについて相協

力し、補完し合う、そういうものはつくつていか

なければいけないのではないかと思います。

それから、通信・放送機構の方も、余り段差の

ついた渡り廊下をたくさんつくらないで、すごく

つきりした内部組織にするとかいうふうな機構

改革、そういう面はこれからも努力をしていかな

ければいけない問題ではないか、こういふうに

機構面からいいますと、まず通信・放送機構と

いうのは、基礎研究から応用への橋渡しを行つといふこと、それから技術水準の著しい向上をもたらす通信・放送技術の研究開発で、民間では研究開発のインセンティブが働きにくい、そして実施が期待されない研究開発について、期間を限定するということとか、広く人材を集めるという柔軟

な体制で実施をする、仕事をするということになつてきているわけでござります。

一方、通信総合研究所でござりますけれども、

これは国の中の研究機関でござります。そして、最初

から成果を見出すことがなかなか困難だ、リスク

が高い、しかしこれはやらなければいかぬという

ようないきめ細かな基礎的な研究、先端的な研究をやってきて

おるわけでございまして、利益に結びつかないけ

れども公共性の高い研究開発等を実施していると

いうことで、この二つの機構、システムの間でこ

れを今すぐに結びつけて一つにするということ

は、かえつて二つの、通信総合研究所と通信・放

送機構のよさを減殺してしまうという可能性の方

がむしろ高いのではないかなどといふふうに私は今

のところ考へておるわけでござります。

ただ、経緯がございましたから、したがつて、会

計処理の面とかでその都度直さなければいけな

い。今回もかなり大幅な経理面の改正をお願いし

ておりますが、そういうものは常に見直して

やつていかなければいけないなどといふふうに思つ

ておるなというふうに考へております。

たゞ、経緯がございましたから、したがつて、会

計処理の面とかでその都度直さなければいけな

い。今回もかなり大幅な経理面の改正をお願いし

ておりますが、そういうものは常に見直して

やつていかなければいけないなどといふふうに思つ

ておるなというふうに考へております。

研究開発については、もう大臣から統合の問題

についてお答えをさせていただきましたので、

そのとおりでござりますので省略させていただき

ますが、メリットとして、機構は機構で、民間の

皆さんの協力をいただいたりするというふうな

と、今法案でお願いしているような仕事がスムー

ズに運べるかどうかということになると、これも

疑問なしとしないわけでございまして、ひとつそ

こらを御理解いただきたいといふふうに思つてお

ります。

○遠藤(和)委員 一遍に合体するといふのはかな

り手荒いやり方になると思います。ただ、有機的

な連係プレーといふものは必要だと思うのです

ね。ですから、研究開発といふものについて相協

力し、補完し合う、そういうものはつくつていか

なければいけないのではないかと思います。

それから、通信・放送機構の方も、余り段差の

ついた渡り廊下をたくさんつくらないで、すごく

つきりした内部組織にするとかいうふうな機構

改革、そういう面はこれからも努力をしていかな

ければいけない問題ではないか、こういふうに

機構面からいいますと、まず通信・放送機構と

思いますが、どうですか。

○山口(憲)政府委員 機構のあり方についていろ

いろお話をございましたが、確かに業務追加、追

加といふふうになつていて、どこかの旅館のお話

が出たのですけれども、私ども、大きくなつて三つの

分野といふふうになつております。

らやつております衛星関係の分野、それから研究

開発関係の分野、それからわゆる民間事業者等

に対する支援分野という三つの分野を持つております。

まして、その分野ごとの具体的な施策がその時々

に応じて追加になつていくことなどでございま

して、私どもとしてはかなり秩序ある形で進んで

いるなというふうに考へております。

ただ、経緯がございましたから、したがつて、会

計処理の面とかでその都度直さなければいけな

い。今回もかなり大幅な経理面の改正をお願いし

ておりますが、そういうものは常に見直して

やつていかなければいけないなどといふふうに思つ

ておるなというふうに考へております。

研究開発については、もう大臣から統合の問題

についてお答えをさせていただきましたので、

そのとおりでござりますので省略させていただき

ますが、メリットとして、機構の方が小回りがきいて

非常にやりやすいというふうなこともございま

して、やはり機構の持つているよさというのは、研

究開発のようなものについては非常に向いている

のじゃないかといふふうに考へております。です

から先ほど大臣がお話を申し上げましたよう

に、国立の研究所と機構といふものがそれぞれに

メリットを出してやつていくのが一番いい方法

じゃないかといふふうに考へている次第でござい

ます。

○遠藤(和)委員 では、具体的な法案の中身につ

いて質問をしたいと思います。

最初、通信・放送機構法の一部改正案の中身で

すけれども、今度の改正の主要な点は二つあります

が、一つは、研究開発の外部委託制度を創設す

るということなのです。委託先の外部機関、大学とか民間機関ということを言つてゐるのですけれども、具体的にはどういうところを想定してゐるのか、外部機関の審査というのをどこでやるのか、あるいは委託する研究テーマといふものはだれが決めるのか、公募する場合はその選定基準はどこにあるのか、こういう点について、今の時点ではつきりしているものがあれば教えてください。

○山口(憲)政府委員 研究開発の委託先の外部機関というのははどういうところかということをございますが、端的には、民間の附属の研究所とか大學生等を想定しているということをございます。これは、要は、通信・放送機構以外の機関で、研究開発をしていく際の施設などが設備、あるいは先ほど申しましたような特別な技能の専門家がおられるとか、あるいはもちろん研究者がおられるとか、そういう形で、どうもお願いをした方がいいのじやないかなと思われるようなところがあれば、そこにお願いをしていきたいということでございます。

それから、だれが審査をするのかということでございますが、これにつきましては、機構自身がやるということをございますけれども、機構の中に外部の専門家から成る委員会といふつなものも設けなければいけないなと思っておりまして、そういったところでの厳しい審査をお願いしようというふうに考えております。

それから、これは機構の方が主体的にやっていなくとも、私どもはなるべく差し出しがましいことは控えなければならないと思っておりますが、郵政省の方でも、外部の有識者から成る電気通信先導的研究開発推進委員会といふものがありますので、この場を使つて、機構の方の活動状況といふふうなものを見させていただきとくということにしていきたいと思っております。

○山口(憲)政府委員 研究開発の委託先の外部機関とはどういうところかということをございます。

でも、基本的に通信・放送機構が決めるということをございます。初年度でございますので、今回こういった形で選択肢が大変広がりましたので、その選択肢に最も合つものを選ばせていただこうかと思います。したがって、単独でやる場合も共同でやる場合もあるといふことにならうかと思います。したがって、単独でやる場合も共同でやる場合もあれば、これにつきまして、テーマを私ども恵をいろいろ拝借して機構の方では決めるといふことにならうかと思つて、いる次第でござります。

それから、公募をする研究開発でござりますが、これにつきましての基準といふうにおっしゃられたかと思いますけれども、これにつきましては、独創性、新規性といふふうなものを、私どもあるいは機構の側で気がつかない、そういうふうなことを民間の皆様の中から発掘するというふうなことを目的でございますので、そういった独創性、新規性といふふうなことを重点に置きまして公募をするということでございますが、その採択に当たっては、やはり同じようく外部の皆様方から広く意見をお聞きしながら決めていくというふうなことにならうかと思つて、いる次第でござります。

○遠藤(和)委員 それから、委託研究はどんな形態で行うのかということです。例えば単独でやるのか共同でやるのか、あるいは、これを機構自身が独自に研究することができるわけですが、機構

が独自に研究することができるわけですが、機構も一緒にになって研究することもあるのかといふ点。それから、具体的に想定しているテーマ、今回は決めたと言つていましたけれども、それは、そのテーマに従つた予算についてどの程度の規模を考えているのかという点を、あわせて、例

うふうなことがどうしても必要な研究開発だということ、委託には非常にいいプロジェクトではないかと思っております。

そのほか、超高速マルチメディア移動体通信技術の研究開発といふふうなことで、動画像が携帯テレビ電話で可能になるといふうな研究開発といふふうなことを考へている次第でござります。五つほどござりますのですが、ちょっと時間の関係があろうかと思いますので、二つほどで、例示で失礼させていただきます。

○遠藤(和)委員 今ちょうどおかしかったのは、機構が単独で研究する場合があるとおっしゃいましたが、それはないでしょ。委託研究ですか、機構は単独であれば委託しなくても勝手にやるわけですから、単独の場合は委託された人が単独でやる、こういう意味ですね。ちょっと訂正してください。

○山口(憲)政府委員 大変失礼しました。もちろん自分でやるのもございますが、委託の際に単独で委託をするものあるということをございます。

○遠藤(和)委員 そうすると、委託研究といふことにしていきたいと思つて、いる次第でござりますし、それから全体を委託してしまうと、いうのもござりますし、それから共同で研究開発のかといふことでございますが、これにつきまし

て、あろうと思いますが、それはテーマに応じまして、今回こういった形で選択肢が大変広がりましたので、その選択肢に最も合つものを選ばせていただこうかと思います。したがって、単独でやる場合も共同でやる場合もあるといふことにならうかと思つて、いる次第でございます。

でも、みずからが行うものが十一億七千、それから委託で研究開発を行ふものは十二億といふふうな形で予算を確保していくかといふのは、研究開発内容によりまして、機構自身がやつた方がいいのか、あるいは委託にした方がいいのかといふのは、その年の研究、何をしようじゃないかといふことによって影響を受けてくるといふふうに思つております。予算の方から幾ら、幾らと分けてどういうふうな配分の仕方にしているのですか。

○山口(憲)政府委員 平成八年度予算の場合には、委託で研究開発を行ふものは十二億といふふうな形で予算を確保していくかといふのは、研究開発内容によりまして、機構自身がやつた方がいいのか、あるいは委託にした方がいいのかといふのは、その年の研究、何をしようじゃないかといふことによって影響を受けてくるといふふうに思つております。予算の方から幾ら、幾らと分けてどういうふうな配分の仕方にしているのですか。

○遠藤(和)委員 予算の配分では考へてないけれども、決算の結果といいますか、結果は大体半分ぐらいになるのが望ましいといふふうな見方をしているということです。

○山口(憲)政府委員 私どもとしましては、せつかく制度をつくりましたから、全くゼロではこの制度が生きないので、空振りといふのは避けなければいけないかなという気持ちはございますが、やはりこれは研究テーマに即して自由に選択をさせていただいくというふうなことがいいのではないかといふふうに思つて、いる次第でござります。

○遠藤(和)委員 それで、委託研究のメリットとして、研究開発した成果、これがやはりそういうふうに思つて、いる次第でござります。

○山口(憲)政府委員 民間の場合は民間、大学の場合は大学となるのですけれども、そこに成果の果実である例えば知的所有権とか、そういうものが属するようにして、法律の中に何も書いてないものですから、これが、例えば国が半分持ち、その委託先の企業が半分持つといふふうにするのか、その取り決めはどう

ういうふうに考えておるのでですか。
○山口(憲)政府委員 これは相手方のあるお話をすから、基本的には委託の際の契約で決めるといふことでございます。

ただ、契約をする際に、私どもは基本的に私どもの側の考え方を持つて当たらなければいけません。その際には、やはり今お話をございましたように、ファーフティー・ファーフティーというような形で持つのかな?というふうに思っております。これは、国の資金が入っている研究開発ですから、私どもに全くそういう知的所有権のようないわゆる権利を許されませんし、それからまた、そればかりを100%追求しますと、とてもこんな研究開発をやろうやという意欲が起つてこないというふうなことは許されませんし、それからもう一つ、そこを100%追求しますと、とてもこの国としての基準を持つといふことが必要であると思います。その基準というのは、50%対50%という形で今までずっとやられてきているといふことは申し上げておきたいと思います。

○遠藤(和)委員 どうもありがとうございます。
それでは、次の第二点ですけれども、研究開発の債務保証制度ですが、これでベンチャーキャピタル企業を支援するというふうにしているのですが、ベンチャーキャピタル企業の選定基準あるいは債務保証の一件当たりの規模と、重ねて、制度をつくても社会一般にPR不足で、よくわかっていない利用者が少ないのではないかというふうに思っている次第でございます。

○遠藤(和)委員 今のところは法律に書いてないだけに、明確にこの審議の中で担保しておかなければいけないと私は思っているんですね。ですから、最高責任者の大臣に重ねて聞きますけれども、研究開発の成果というものの評価、それからその果実について、きちんと民間にも、例えば知的所有権の半分はあるとか、そういうものをきちっと保障するというものがなければいけないと思うんですね。そうじゃないとこの制度がうまく進展しないのではないかと思いますから、これを明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○日野国務大臣 こういった知的所有権等の関係につきましては、国いろいろな研究機関などで

どういうふうにこれをシェアし合うかということがありますね。例えれば原子力研究所であるとか動燃事業団、それから農林省なんかでいえば生研機関ですか、ああいうところなどの研究とそれから民間の研究、こういうところでいろいろ積み上げられたものがありますで、ここでは大体五分五分、50%50%という形でそれをシェアしているというのがずっと今まで積み重ねられてきた事柄であろうと、うふうに思います。

それで、これは先生も御指摘のように、契約によつて成り立つことでございます。その契約についての国としての基準を持つといふことが必要であると思います。その基準というのは、50%対50%という形で今までずっとやられてきています。そのことは申し上げておきたいと思います。

○遠藤(和)委員 どうもありがとうございます。
それでは、次の第二点ですけれども、研究開発の債務保証制度ですが、これでベンチャーキャピタル企業を支援するというふうにしているのですが、ベンチャーキャピタル企業の選定基準あるいは債務保証の一件当たりの規模と、重ねて、制度をつくても社会一般にPR不足で、よくわかっていない利用者が少ないということもあるようですが、こうした制度のPRについて、例えば行政機関、そちらの方、金融機関ばかりじゃなくて、行政機関等にもPRした方がいいのではないかと思うのですけれども、そういうふうなPRについてどういうふうにやっていますか、お聞きしたいと思います。

○山口(憲)政府委員 まず、債務保証制度についての選定基準をどういうふうにするのかというお話をございますが、これは選定基準といたしましては、研究開発テーマの先端性といふものがます決め手になるわけになりますが、この先端性を使つたホームページでやると大変効果が大きいというふうなものを一つの基準とします。それから同時に、そういうことを言わなくても、その会社が研究開発をやっていくだけの力を持っているか、能力を持っているかというふうな点。それから

らもう一つは、その会社が財務的に大丈夫かというふうに思つておられる次第でございます。

○遠藤(和)委員 確かに、起業家育成という観点からベンチャービジネスを育成していく、そして新しい事業を起こしてもらいます。そうすると、雇用の問題から考えても大変大切なわけですが、これは郵政省サイドでやる仕事としては、起業家がまさにスタートアップしようという段階での公的支援制度を拡充するということですね。これは、機

械でも今まで助成金とか出資とかあるのは低利融資だとか、今回のように研究開発今まで債務保証しましょうという制度をつくっているのですが、例えれば一般の金融市场から資金が集められるように、株式市場の規制緩和ですね。こういうことも大切に思つておられる点であります。

だから、日野郵政大臣は与党の税調の座長をされていたと認識しているのですが、例えればこれをさらに拡大していくということも大切に思つておられる点であります。

それから、PRの関係でございますが、これは非常に大事なことでございまして、今行政機関もいた方がいいのではないかと思うのですけれども、そういうふうなお話をございましたが、そういうふうなことも含めて、また特に地方の皆様方にこういった情報が行きにくいというふうなことがござりますので、地方電気通信監理局といふようなものもござりますので、そういうふうなものがかなり行き交うことで、地方への浸透も図っていきたいと思っております。

それから、PRの関係でございますが、これは非常に大事なことでございまして、今行政機関もいた方がいいのではないかと思うのですけれども、そういうふうなお話をございましたが、そういうふうなことも含めて、また特に地方の皆様方にこういった情報が行きにくいというふうなことがござります。

だから、PRの関係でございますが、これは非常に大事なことでございまして、今行政機関もいた方がいいのではないかと思うのですけれども、そういうふうなお話をございましたが、そういうふうなことも含めて、また特に地方の皆様方にこういった情報が行きにくいというふうなことがござります。

それから、PRの関係でございますが、これは非常に大事なことでございまして、今行政機関もいた方がいいのではないかと思うのですけれども、そういうふうなお話をございましたが、そういうふうなことも含めて、また特に地方の皆様方にこういった情報が行きにくいというふうなことがござります。

それから、PRの関係でございますが、これは非常に大事なことでございまして、今行政機関もいた方がいいのではないかと思うのですけれども、そういうふうなお話をございましたが、そういうふうなことも含めて、また特に地方の皆様方にこういった情報が行きにくいというふうなことがござります。

それから、PRの関係でございますが、これは非常に大事なことでございまして、今行政機関もいた方がいいのではないかと思うのですけれども、そういうふうなお話をございましたが、そういうふうなことも含めて、また特に地方の皆様方にこういった情報が行きにくいというふうなことがござります。

それから、PRの関係でございますが、これは非常に大事なことでございまして、今行政機関もいた方がいいのではないかと思うのですけれども、そういうふうなお話をございましたが、そういうふうなことも含めて、また特に地方の皆様方にこういった情報が行きにくいというふうなことがござります。

○日野国務大臣 まず、債務保証制度についての選定基準をどういうふうにするのかといふことはどうしても生かしていかなければならない。特に、我が国の場合なんかですが、今までの従来型の産業、従来型の企業といふものがかなり行き詰まりを見せているところであります。ここから一つの開拓していく突破口を開いていくというふう、非常に重大な事柄であろうといふふうに思つておられる方といふふうに思つておられる方々でありますから、そうやって、これからやつて、使つたホームページでやると大変効果が大きいといくぞという、いいアイデアを持ち、いい実行力をもち、努力をする人たちに対してスタートアップの段階において資金調達を円滑化していくといふことは非常に大事なことであらうといふふうに思つておられる方といふふうに思つておられる方々でありますから、そうやって、これからやつて、使つたホームページでやると大変効果が大きいといくぞという、いいアイデアを持ち、いい実行力をもち、努力をする人たちに対してスタートアップ

考えております。

ただ、ややすれば、そういう人たちは担保なんか余りないという場合が多いとして、そういう人たちにどうやつて公的に支援していくかという公の側の支援体制といいますか、そういうものが非常に大事であろうというふうに思つております。

郵政省としては、従来からベンチャーエンタープライズの研究開発に対する助成金制度や出資等の措置、これは講じてきたところでございますが、先ほども申し上げましたように、特に情報通信の場合なんかは、リーディング産業として伸びていただかなければ困るわけでありますから、公的支援制度の拡充強化、これは必須のことであつたというふうに考えております。

今回の法改正なんかもそういう観点を十分にらんでいることを御理解いただきたいと思うのですが、これからどうやってそいつたベンチャーエンタープライズの資金を調達していくかということになりますと、先生もおっしゃったように、株式市場の果たす役割というのは非常に大きいわけですが、これももうかるぞと投資者が思つたときに、そこに株式市場として投資をし、支援をしていきたいことは大きいかと思います。

ただ、何分にも我が国の株式市場、これは閉鎖性が強いという表現よりはむしろ規制が多いと言つた方がよろしいかと思いますが、今までの平均を見ますと、起業から店頭公開まで二十九年かかるているのだそうですが、この間でございまして、できるだけ創業から短期間で公開できるよう考へにくい場合もございます。赤字企業であつたうに考えております。

また、研究開発型のベンチャーエンタープライズの場合は最初から黒字になるのはなかなか考へにくい場合もございます。

ても公開が可能というふうにする等の公開基準の緩和、それから店頭特別市場でござりますね、これは創設されたわけでございますが、こういった手段を通して円滑に資金調達ができるような手だ

てを講じていくことが肝要かと考えております。

○遠藤(和)委員 あと時間が七分ぐらいですかから、次の、もう一本の法律の方に入りたいと思います。

電気通信基盤充実臨時措置法の方ですけれども、信頼性向上施設整備事業の支援対象にCATVの地中化ですね、地中化は電線の地中化五ヵ年計画がありまして、それによりましてCATVの地中化も進むと思われますけれども、地中化されると、これは阪神・淡路大震災の例にも見られますように、非常に信頼性が向上すると思われます

が、今回この支援対象になつてないと思うのですけれども、これは何で外れているのでしょうか。

○楠田政府委員 今回の信頼性向上施設整備事業の支援対象は、回線切りかえ装置であるとか電気通信システム遠隔監視設備、あるいは非常用電源設備、非常用無線設備と並びまして洞道といふものが入つております。これは電気通信のケーブルを収容して損傷を防止するということで、まあ一種の地中化の仕組みであります。このほかにも共同溝とか管路とかいろいろあります。これが、地中化しておるということです。

○遠藤(和)委員 洞道が地中化されれば、CATVも同時に地中化して基盤を整備しておくというのは賢明なあり方だと思うのですね。そうすると、やはり今回の支援対象に含めるのが自然な形であるし、また、全国のCATV事業者にとっても、CATVという事業がさらに安全なもの、それから地震に対しても非常に耐震性も優れているとか、いろいろな意味で支援対象に加わるようになります。

ただ、何分にも我が国の株式市場、これは閉鎖性が強いという表現よりはむしろ規制が多いと言つた方がよろしいかと思いますが、今までの平均を見ますと、起業から店頭公開まで二十九年かかるているのだそうですが、この間でございまして、できるだけ創業から短期間で公開できるよう考へにくい場合もございます。

おきまして、水面下では、そつたものはすべて

うに考えておりますが、どういう見解をお持ちで

しようか。

○楠田政府委員 CATVあるいは電気通信施設の光ファイバー等の地中化というのは、その安全性あるいは景観等々のために非常に今必要なものでございます。そのために、先生御指摘のように、現在関係省庁集まりまして第三期の電線類地中化計画というのも進めておりまして、非常に前向きで今進んでおるところであります。残念ながら、CATVの場合は、まだ地中化といふのはわずか〇・四%といふことで、これを積極的にやるべしというふうに思つております。

このようない他の計画とあわせて、我々としてはできるだけCATVも地中化する方向を進めてまいりたいと思つますと同時に、先生御指摘の点につきましても、ぜひ前向きにやつていただきたいといふふうに思つております。

○遠藤(和)委員 電線が地中化されれば、CATVも同時に地中化して基盤を整備しておくというのは賢明なあり方だと思うのですね。そうすると、やはり今回の支援対象に含めるのが自然な形であるし、また、全国のCATV事業者にとっても、CATVという事業がさらに安全なもの、それから地震に対しても非常に耐震性も優れているとか、いろいろな意味で支援対象に加わるようになります。

努力を要請したい、私たちも努力をしていきたい、こういうふうに思つております。

それから、もう一つの観点でございますが、光ファイバーケーブルの整備事業特別融資の対象に光加入者ネットワーク装置を追加したわけですが、これも、このことで今後、先ほどもちょっと話があつたのですが、二〇一〇年までに全家庭に光ファイバーケーブル網を整備する、そういう一つのきっかけにはなるかもわかりませんけれども、問題は、一般家庭への費用負担の問題ですね。

今一般家庭の方が自分の家庭にまで費用負担をされたというふうに伺つておられるだけれども、これは枯り強く、来年度予算の折にでもきちんと交渉して対象とすべきではないのかな、私はこのよ

全家庭に光ファイバーケーブル網が利用できるよう設置する。こういうふうになりますと、一時は光ファイバーケーブル網は公共事業であるのではないかという議論もあつたぐらいでござりますから、一般家庭の皆さんには、今の施設設置負担金はなくなるのではないかと

いう認識を持つていると思いますし、今の電話加入回線、これは一時金で七万円少々でしょか、それも外国の例から見るとこういうものを取つておるところは珍しいということも言われております。

○日野国務大臣 先生御指摘の、あれは七万二千円でございますが、これを消費者の方に負担していただかなければなりません。この光ファイバーケーブル網の全国展開と一般家庭の費用負担のあり方、これについて、今後の方向も含めまして、郵政大臣はどういうふうな見解を持っていますか。

○五十嵐(三)政府委員 ただいま先生から二点について御質問をいたしましたと、思いますが、この光ファイバーケーブル網の整備事業特別融資の対象に光加入者ネットワーク装置を追加したわけですが、これも、このことで今後、先ほどもちょっと話があつたのですが、二〇一〇年までに全家庭に光ファイバーケーブル網を整備する、そういう一つのきっかけにはなるかもわかりませんけれども、問題は、日本全国の

こういうようなことで、先般料金の改定をいたしましたときにも、この見直しにつきましてNTTに指導をしてまいっております。NTTは、こ

低廉化ということを発表しております。今後それに取り組んでいくことですので、私どもも引き続きそういう観点で指導してまいりたいと思います。

○日野国務大臣 ゴア副大統領のスーパーハイウエー構想、これが全米とどう一つのトヨタ車両

くるといかに放送文化を支えることができるか、特に地域放送を支えることができるかといふことについて、じゅんじゅんと考え話をしますので、眠気覚ましになるからならぬかわかりませんが、ぜひちょっとお聞きをいただきたいと思つております。

善等を行いました。積極的に進めるという趣旨で
そういうことをやつたわけありますが、その結果、平成四年十二月に第一号が開局したコミュニティ放送が、平成五年度末には六局、平成六年度末には十六局、七年度末三十局、現在まだ十三局の申請が提出されておるということで、非常に大きく述べておるところでございます。

あるいは、負担かどうなるかというような観点でございますが、このことは、とりわけ需要が起らぬない立ち上がりの時期が非常に重要なことで、私ども、二〇〇〇年までを先行整備期間ととうよくなことで、予算あるいは税制という形で今回予算案にも盛り込みまして、民間事業がやりますことにつきましての支援策を盛り込まさせていただいております。

もちろん、電話のサービスなどを受けるといふ

利用者の方が新たな負担になるような方はやはり好ましくはないといふふうに考えておりまして、そういう意味で、財政、税制の支援策をとつてまいりますことによりまして、この関連機器の生産あるいは需要の増大に伴いまして価格が下がつてくるというようなことで、結果として利用者の負担軽減になつていくというようなことでやつていくべきものというふうに考えております。この辺は、技術革新を伴つて新たな負担に結びつかないようというようなことは、NTTにおいてもそういうような考え方を申しているところでございます。

○速報(和)委員 時間が参りましたので、最後に郵政大臣に、アメリカのゴア副大統領がスーパーハイウェー構想を提言しまして、この光ファイバー網を全国展開するというような話がありました。今なお日本の地方自治体におきましては、やはり光ファイバーは公共事業として整備をしてほしい、こういう声が根強くあります。そういうことも含めまして、情報通信の分野においてこの光ファイバー網の全国展開というのは大変重要な意義を持っていると思いますが、これについての決議、認識、そういうものをお聞きして、質問を終

ばならないもの”というふうに考えております。

特に、日本は、これからどのような方向に進むにしたって、国際的な展開ということは日本にとっては必須の宿命的な課題でございますね。そういう中で、私としては、日本の情報通信、これが国際的に展開することが非常に重要なことだと思っております。そういう観点のもとに、私も今度南アフリカにおける会議にも行つてまいったわけでございまして、日本の立場といふものを鮮明にしながら今後の国際的な展開をも図つてまいりたい、このように考えております。

○遠藤(和)委員　ありがとうございました。

○中川委員長　河村たかし君。

○河村(た)委員　河村たかしでございます。

大臣、きょうの朝帰つてみえたそうで、御苦勞さまでございました。

今、私のライフワークですけれども、このN P Oといふのが内閣委員会にかかっておりまして、これが何というわけか理不尽な、与党も何を考えてるのか私はようわかりませんけれども、六ヶ月もたなざらしになつておる。こういう制度をつ

○河村(た)委員 極めて強い影響力を持つてくる。そういう意味で、地域振興に対して一つの大きな役割を果たしているということが言えようかと思います。

○河村(た)委員 技術を通じてということだけれども、パンフレットに、裏表紙に「地域振興」とはっきり書いてござりますので、これはもう大きな目的であろう。手段として、特にこの機構では技術をやるということだろうと思います。

それで、今言いましたように、地域振興になりますと、一つ、コミュニティの放送というのがありますね。これを郵政省は積極的に推進しようとしてますか。大震災で非常に活躍されたということを知つておられますか、大臣。

○楠田政府委員 手短に申し上げます。

コミュニティ放送は、御承知のように、十ワット以下の小電力で、市町村単位の地域で放送され、自治体の情報等を行つてまいりまして、現在広告収入をして経営を行つてあるというものであります。

平成四年一月に制度化しまして、その後、いろいろな要望を踏まえまして、免許手続、運用面の改

技術開発も総合的になるところはおもしろくな
るので、ひとつ、やはりわかりやすいよう、コ
ミニ二ティー放送も、例えばミニ二ティーに行
きますと、公民館のいろいろな会合なんかをラジ
オでとるのですね。今どうやってやつておるかと
いうと、記者が行つて、電話で、今こういふう
にやつていますよと言つような状況なのです。
なぜかというと、これは中継器が要りますよね。
普通の場合だと、この中継器が結構高いといふ
ことで、これも苦しんでいます。それから、広告をリ
アルタイムに、ぱつぱつとこいつふうにはうり
込むために、これは広告をとりに行こうと思いま
すと後で広告主に報告書を出さなければいかぬわ
けですよ、広告。これは非常に人間が要りますの
で、それはコンピューターがありまして、ソニー
がどうもやつておるようですが、そのコンピュー
ターの中に広告を入れていくのですよね。それで
すっと流すという機械もある。これは結構高いの
ですよ。

だから、何か機構といいますと大向こう受けし

そして、このスーパー・ハイウエー構想というのも、確かにこれは非常に重大な社会資本でござりますが、必ずしも国の経費の計算のもとにこれが行わたるわけではないわけでありまして、これは民間の投資ということで民間の活力を生かしながらやられているわけでございます。そして、こうやってグローバルに展開してまいりましたし、我が国としても、日本の内部における情報スーパー・ハイウェーというようなものも必要であると同時に、これを国際的に展開をしていくということは極めて重大なことであつて、そのための国際貢献というのも日本は強力に進めていかなければ

まず、今度のこの通信・放送機構、この一つの大きな使命として地域コミュニティー振興、これがあるということは間違いないですか、大臣。

○日野国務大臣 通信・放送機構の使命というのには、先ほどから話に出ておりましたように……

(河村(た)委員) 「あるかなしか答えていただきたい」と呼ぶ) まあ、そこまで行く前に私の方からちょっと御説明申し上げたいのですが、まずは宇宙の放送衛星から始まっているわけでございますね。そして、どんどん仕事を膨らませてまいりますして、情報通信の技術の面にウエートを置きながらやってきておりまして、その成果が、地域の振

大きく伸びておるところでございます。
今後とも、コミュニケーション放送事業者の要望を
踏まえて、普及促進を図るために必要な措置を講
じていく所存でございます。
○河村(た)委員 質問がたくさんありますので、
結論だけでも結構でございます。
ちょっと、機構についてまつわって言います
と、今度のスキームといいますか、去年の補正で
四百五十七億ですか、かち取られまして、四百五
十七億、これは大変な金額でございますので、こ
れもまた本年度も継続して頑張らなければい
かぬ、そんなふうに思っています。

興に対して強い影響力を持つてくる。そういう意味で、地域振興に対して一つの大きな役割を果たしているということが言えようかと思います。

○河村(た)委員 技術を通じてということだけれども、パンフレットに、裏表紙に「地域振興」とはっきり書いてござりますので、これはもう大きな目的であろう。手段として、特にこの機構では技術をやるということだらうと思います。

それで、今言いましたように、地域振興になりますと、一つ、コミュニティーの放送というのがありますね。これを郵政省は積極的に推進しようとしてますか。大震災で非常に活躍されたということを知つておられますか、大臣。

技術開発も総合的になるところはおもしろくな
ので、ひとつ、やはりわかりやすいよう、コ
ミニ二ティー放送も、例えばミニ二ティーに行
きますと、公民館のいろいろな会合なんかをラジ
オでとるのですね。今どうやってやつておるかと
いうと、記者が行つて、電話で、今こういうふう
にやつていますよと言つような状況なのです。
なぜかというと、これは中継器が必要ますよね、
普通の場合だと。この中継器が結構高いといつこ
とで、これも苦しんでいます。それから、広告をリ
アルタイムに、ぱっぽつとこういうふうにはうり
込むために、これは広告をとりに行こうと思いま
すと後で広告主に報告書を出さなければいかぬわ
けですよ。広告、これは非常に人間が要りますの

コミュニケーション放送は、御承知のように、十
ワット以下の小電力で、市町村単位の地域で放送
され、自治体の情報等を行つてまいりまして、現
在広告収入をして経営を行つてゐるというもので
あります。

で、それはコンピューターがありまして、ソニーがどうもやつておるようですが、そのコンピューターの中に広告を入れていくのですよね。それでずっと流すという機械もある。これは結構高いのですよ。

も、まあそちらが多いのですけれども、ぜひこれは、大臣、こういうコミュニティ放送をさせるたいなものをしていく、そういうものを皆さん技術というのですか、もつとソフトもありますよ、市民の方が皆さん集まって何か井戸端会議みで、そういうようなソフトも含めて、こういうものにひとつ熱を入れられたら、どうですか、これは。

○日野国務大臣 今のお話を聞いて、私も非常に興味をそそられているところがございます。ただ、ちょっと技術的なこととかいろいろなソフトの関係になりますと、私もちよと今早急にどうだということをお答えしにくい面がござります。局長がそれをわかつておれば、ちょっとと局長の方に聞いてください。

○楠田政府委員 失礼いたしました。両局にまたがるものですから、どうも。

○河村(た)委員 コミュニティ放送が収入に苦しんでいる理由というのは、非常にエリアが狭いということで広告等を得るのが困難だということ、立ち上がりですでの初めにおおしやられましたような施設が必要ということになりますが、いずれだんだんよくなっていく可能性はございます。

ただ、そういうものに対しまして、いろいろと通信・放送機器から援助をしたらどうかというお話をございますが、こういうものが機器の開発などが必要なものかどうかということも一つの検討の課題ではないかというふうに思つておるわけあります。

○河村(た)委員 何かようわかりませんけれども、とにかくしつかりやつていただくことだと思います。それでは、コミュニケーション放送の今困っている

点ですね、それをどう把握されていますか。

○楠田政府委員 先ほど申し上げましたように制度が創設されて非常に新しい、一、二年の局でありますので、一つはその立ち上げのための財政基盤の安定化に苦労しているのが第一であろうと思われます。それから、情報をいかに集めるか。今は市町村の協力等を得てやつておるようありますか、安定した放送を地域でどのように提供していますか。この二点であろうかと思ひます。

○河村(た)委員 収入に苦しんでいるということをございますが、それはなぜだと思いますか。

○楠田政府委員 現在のコミュニケーション放送は広告収入に主として頼つておるということで、十ワット以下の小局でありますから、一つの市町村という程度になりますと、そこからの広告ということがありますと、おのずから限られる、非常に少ない予算でやるにしても、それを十分に貯うだけの収入を確保するのは難しいというのが第一の理由であると思ひます。

○河村(た)委員 きのうの打ち合わせとはちょっと違つておりますから、一つの市町村で、なかなか本質に近づいたなと思つております。やはり狭い領域ですとコマーシャルがとれないのですよね。だから財政支援と

しては、いわゆる當利の方向では限界があるのだと思います。ただ、非當利といつても、運営をするためにやはり金がかかっていくわけでございま

○日野国務大臣 私も随分勉強不足のところがありますが、ただ、非當利といつても、運営をするためにはやはり金がかかっていくわけでございま

○河村(た)委員 ちよと私の聞いたのと違つておりますが、ただ、非當利といつても、運営をするためにはやはり金がかかっていくわけでございま

○楠田政府委員 我が国では平成四年にコミュニケーション放送の制度が創設されまして、それ以来開局数は年々ふえておりまして、現在三十二ござります。これらの放送局は、地方の行政、観光あるいは生活情報を提供して非常に地域の振興に貢献しております。現在申請中のものは十三件あります。

これらは現在ほとんどが広告をとる形でやつておりますが、非常に厳しい面がありますが、非常にたくさんの方の要請がある、かつ自治体等も、市町村等もこれに参画するということになります。

○楠田政府委員 先生御指摘のアメリカの非常利放送につきまして、特に詳しく勉強をしているわざではございませんが、我が国と違いまして、米国では放送そのものが商業放送から発達した経緯

がございます。その後、教育委員会により運営される非商業教育放送局、あるいは財團、大学、州政府によつて運営される放送局、これが非當利放送といいますか非商業放送として存在するというふうに理解しております。

○河村(た)委員 その非當利放送、非商業放送がコミュニケーション放送の主力である、向こうの場合、それは御存じですか。

○楠田政府委員 私どもの承知している範囲で、アメリカのテレビ全体の中で、テレビ局で非商業放送が占めるのが二三・八%、ラジオ局では全体の一・二・七%あるということは承知しております。

なお、その被免許主体というものが、大学、非營利法人、州政府、地方自治体などいろいろございまして、大学でもある場合、いろいろあらうかというふうに想定しているわけでござります。

○河村(た)委員 ちよと私の聞いたのと違つておりますが、大学でもある場合、いろいろございまして、コミュニケーション放送の中の主力が、コミュニケーション放送というと非當利かLPTVといふのですが、ローバーワーテレビといふのですか、そういうのをございまして、今ちよと楠田さんが答えられたと領域が違つていて、コミュニケーション放送の中で主力は非當利ということござります。となると、非當利といつものをつけられない限りコミュニケーション放送の振興というのではなくないのじやないです。どうですか。

○日野国務大臣 私も随分勉強不足のところがありますが、ただ、非當利といつても、運営をするためにはやはり金がかかつてていくわけでございま

○河村(た)委員 何かようわけのわからぬことをおつしやいましたけれども、非當利といつ概念が株主に分配することですから、非當利の方は、やめたという場合でも、それは自分たちのものにな

うふうに思つております。

○河村(た)委員 順調というのは、えらい何か急に消極的になりましたけれども、私は、郵政省の方が非常に努力されておつて政治の対応が全然だめだということを、だんだん大臣に責めを転換していこう、こういうふうに思つておるのでございまして、やはり地域で世のため人のためにやる放送が當利であつては、今言いましたように、十万人以下では現に苦しい、スポンサーがつかぬのままで、そのままにしておいて、それは當利でやつたらどうだというのは、それはやはり酷といつものじゃないですかね。だからこそ是直にやはり非當利放送というジャンルを早くつくつていいこうとすることを、これは大臣、政治の問題ですから、いうことを、これは大臣、政治の問題ですから、どうですか。

○日野国務大臣 私も随分勉強不足のところがありますが、ただ、非當利といつても、運営をするためにはやはり金がかかつていくわけでございま

○河村(た)委員 何かようわけのわからぬことをおつしやいましたけれども、非當利といつ概念が株主に分配することですから、非當利の方は、やめたという場合でも、それは自分たちのものにな

で、比較的順調に我々としては成長しているといふふうに思つております。

○河村(た)委員 順調というのは、えらい何か急に消極的になりましたけれども、私は、郵政省の方が非常に努力されておつて政治の対応が全然だめだということを、だんだん大臣に責めを転換していこう、こういうふうに思つておるのでございまして、やはり地域で世のため人のためにやる放送が當利であつては、今言いましたように、十万人以下では現に苦しい、スポンサーがつかぬのままで、そのままにしておいて、それは當利でやつた

うふうに思つております。

○河村(た)委員 順調というのは、えらい何か急に消極的になりましたけれども、私は、郵政省の方があつたとおもいます。

○河村(た)委員 何かようわけのわからぬことをおつしやいましたけれども、非當利といつ概念が株主に分配することですから、非當利の方は、やめたという場合でも、それは自分たちのものにな

らない。言うならば、非常にわかりやすく言うと、民間の公務員みたいなものですね。そういう分野が一つあるのですよ。そういう法案が今出ておるのですね、実は内閣委員会に。物すごい、日本の中をダイナミックに変えていく法案が出ておるのに、全然与党さんが、何と思われておるのか、半年も審議をしないという、いわゆる理不尽な状況になつているということでござります。非常利というのはそういうことです。

それで、アメリカのコミュニティ放送のハガ

のですよ、そういう制度がないと。そういう制度を皆さんでつくりましようということを今の国会で提案をされている。今、税制はもうすぐ出しでされけれども、そのベースとなる法人法が審議もちれていない。実質審議というか、本会議で趣旨説明はしましたけれども、たなざらしになつていてる明はしません。という状況でござります。

○鷲田政府委員 嘗て主体を評価するんですか。どういうことですか。それはめちゃくちやじやないです。

送局の設立については法律上の制約がない、つまり、やってもいいのでござりますよ。やつたつて構わないんです。ただ、実態上、そういう非営利という放送事業者が出てこないというだけの話です。

○楠田政府委員 ゆる財源の中で一番多いものは何か御存じですか。
ましては、個人の寄附金あるいは州政府、連邦政府からの交付金、助成金、それからアンダーライティングと言います名刺広告等がござります。
一番大きいのは個人寄附金、約二〇%を超えております。それから州政府、連邦政府の順に多くなっております。

○楠田政府委員 この数字のとり方は、日本の場合は、非常利といいますと日本放送協会と放送大学学園、二局ということになるわけですが、アメリカとちょっと比較する場合を考えますと、放送局のステーション、電波を出すところと考えますと、七千七百六十五でございます。アメリカの場合は、それぞれの局が一つのアンテナでもつて放送するのが放送局の単位でございます。これでいきますと、アメリカの場合は、テレビ局につきましては三百六十三、ラジオ局については千七百

いすれにしろ、そつぱうことで、圧倒的に日本はとにかく営利というわけですね。収益事業をやつてもいいけれども、残ったお金を分配しないといふシステムの放送局がないということですね。

○河村(た)委員 そうですね。要するに、非営利でもいいんだけれども、法人格がないとダメだと
いうことで、非営利は今法人格は取れませんもの
ですから。大臣の許可というのがあれば取れます
けれども、実際上民法三十四条によつて取れます
けれども、これは御承知のように大変難しい要件
になつております、事実上ほとんどできませ
ん。

○**鶴田政府委員** 我が国の放送局は、御承知のとおり日本放送協会、放送大学学園、これが非営利といいますか、公共放送でございます。それと広告収入を主とするいわゆる民放、一般放送事業者で構成されておるわけでありまして、これ以外に非商業放送局といいますか、この設立については法律上の制約はないわけですけれども、実態上出てきていないというふうに認識しております。

○**河村(た)委員** これは本当は大臣に聞かなければいけないのですけれども、結局、コミュニティーや放送は世のため地域の人のためにやるわけですよ。だから、それに対して寄附を出すということになると、これはある意味じや税金を出すようなものなんですよ。だから、寄附金の中に税制優遇がないとなつか個人献金というのは集まらない

るのはいかにも、それほど苦労されなくとも、皆さんは努力されておるのでいいんですよ。政治がだめだということを言っておるのであって。

日本では非営利放送局というのは二局ですよ、二局。アンテナの数を経営主体にするのは、これはとんでもない話ですよ。アメリカの場合は、ちょっと古い資料でけれども、テレビが三百六十一、ラジオが千五百七十局ですよ。この数字を聞いて大臣は何も感じられませんか、どうしようとかこうしようとか。全然無感動ですか。

○日野国務大臣 今放送行政局長がお話ししたとおりの数字になるうかと思います。

が努力されてそういう制度をつくられたことは認めるんですよ。私は、郵政省がいかぬと言つておるんじやないです。そういうのは非常にいいけれども、それを支えるために政治がもつと努力して、非営利放送というシステムをつくらにやいかぬと言つてゐるわけですよ、言いたいのは。せつかくいい制度をつくつたんだから。
いや、なぜ日本では非営利放送局というのはつくれないんですか。これはもう政治の話ですね。

○日野国務大臣 非営利の放送局がなぜつくれないのかといふお話をござりますけれども、我が国の放送局というのは、日本放送協会、放送大学学園、それから一般の放送事業者、これは広告収入に依存するわけでございますね。それで構成されているわけで、これ以外に非商業的、非営利の放

になつております、事実上ほとんどできませ
ん。

ですから、きのうもちょっと神戸でこのコミュニ
ニティー放送をやつておられる方に電話して調べ
たんですけれども、地震で非常に頑張られたんで
すが、今はスポンサーをとるにも相手方がみん
なまだ事業に復帰していないわけですよ、それで
もう大変だと、お金が集まらずに。本当はもつと
いいことをやりたいんだけれども、もう本当に歯
を食いしばってやつているような現状だと。

なぜできないんだろうか。結局、非営利にし
て、そこに皆さんのが、個人が献金をして、そこに
税金が行くようなシステムをつくらないと、もう
一つの放送局の非営利というのはNHKですよ。
NHKは、実は受信料という名前で、兎金ではな

が努力されてそういう制度をつくられたことは認めるんですよ。私は、郵政省がいかぬと言つておるんじやないです。そういうのは非常にいいけれども、それを支えるために政治がもつと努力して、非営利放送というシステムをつくらにやいかぬと言つてゐるわけですよ、言いたいのは。せつかくいい制度をつくつたんだから。
いや、なぜ日本では非営利放送局というのはつくれないんですか。これはもう政治の話ですね。

○日野国務大臣 非営利の放送局がなぜつくれないのかといふお話をござりますけれども、我が国の放送局というのは、日本放送協会、放送大学学園、それから一般の放送事業者、これは広告収入に依存するわけでございますね。それで構成されているわけで、これ以外に非商業的、非営利の放

になつております、事実上ほとんどできませ
ん。

ですから、きのうもちょっと神戸でこのコミュニ
ニティー放送をやつておられる方に電話して調べ
たんですけれども、地震で非常に頑張られたんで
すが、今はスポンサーをとるにも相手方がみん
なまだ事業に復帰していないわけですよ、それで
もう大変だと、お金が集まらずに。本当はもつと
いいことをやりたいんだけれども、もう本当に歯
を食いしばってやつているような現状だと。

なぜできないんだろうか。結局、非営利にし
て、そこに皆さんのが、個人が献金をして、そこに
税金が行くようなシステムをつくらないと、もう
一つの放送局の非営利というのはNHKですよ。
NHKは、実は受信料という名前で、兎金ではな

りませんが、税金ではないですけれども、そういう対価を、世のため人のための対価が入っているわけですよ。そこと同じように、相補い合つたり競い合つたりする放送局が、そういう税が入らなければやれないのでよ、絶対に、當利というジャンルでは。そうじやありませんか。どうですか、これ、楠田さん。

○楠田政府委員 コミニニティー放送局は、現在、実質上當利法人となつてあるわけあります。したがいまして、収入につきましては、一般的の放送事業者と同じようにスポンサーからの広告収入によつているところでございますが、その他寄附金による収入の道も一つの方法かと思われるわけであります。ただ、これが税金の関係になりますと、ちょっと私のところではお答えいたしかねるところでございます。

○河村(た)委員 お気持ちはわかりますし、これは政治の話になると思いますが、本当は楠田さんから、いや、そうだ、河村さんの言われるところだ、せつかくこういう制度をつくったんだから、ぜひ政治の方でそういう非當利の法人を早くつくつて、そこに寄附したら税金をまけてもらえる、いわばそこへ税金が行くということですよ。そうやってみんなで支える本当のコミニニティー放送をつくろうじゃないか、つくつてほしいといふぐらいのことを言つていただくとよかったです。ですが、それは言えませんか。

○楠田政府委員 初めに申し上げましたように、小さい範囲で、市町村等の協力を得ながら、かつ地域のスポンサーをとつて比較的順調に進んでおるということだけ申し上げておきたいと思ひます。

○河村(た)委員 お気持ちだけ酌んでおきますので、それは議員の仕事ということになると思いますが、これは今まで法制度でそういうことが認められておりませんでしたから、これはぜひ委員長も、聞いておるだけではなしに、ぜひ力を合わせてこれをやつてきたいと思つております。そこで、大臣、今そういうことをやろうとする

法律案が内閣委員会にかかることがあります。

○河村(た)委員 存しております。

○日野国務大臣 市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案、略称NPO法案でございますね。これが平成七年の十一月七日に国会に提出をされた。同年十二月八日に衆議院

本会議において趣旨説明及び質疑、同日付で内閣委員会に付託された。それから、同年の十二月十五日に継続審査になった。それから、平成八年一月二十二日衆議院内閣委員会に付託といふように、この経過をたどつて、存じております。ただ、それをなさらしといふ言葉で表現すべきかどうかという点については……(河村(た)委員「それは結構です」と呼ぶ)結構だというふうなことありますから、お答えしません。

○河村(た)委員 それから、大臣の政黨は、このNPOの法制度づくりにどういう御見解をお持ちですか。

○日野国務大臣 社会党の時代からこの問題には取り組んでおりまして、社会民主党となつてからも非常に強い関心を持つておるはすでございま

NPOという組織が、これが社会活動、経済活動において、市場部門とか政府の部門と並んで非常に重要な役割を果たしていくものという認識を進めているはずであります。そして、比較的簡易な方法でこのNPOに法人格を取得できるようにするという新規立法の制定、それから寄附金控除制度等の税制の優遇措置が必要との認識で検討を進めています。それでも、議員立法の形で、市民活動促進法案、これは仮称のようですが、それを提出すべく

現在検討中と伺つております。

○河村(た)委員 今までお話ししてきましたように、地域放送を進めるとかそういうことになりますと、やはり、こういう非常利の分野も、こういう経営主体もつくる、当然NPOには寄附金の免除の制度も入りますけれども、そういうものをつくることは放送文化というかその発展に資するという認識で、こういう審議に早く入れといふことは働きかけませんか、大臣。

○日野国務大臣 まず国会でお決めをいただきたいということをございます。

○河村(た)委員 すぐそういうことを言つて逃げるのが通常になつておりますけれども、そんなことを言つんだつたら国会に閣法なんて出すな、そういう気持ちがあるのですね、私。私は内閣に入りましたから、わゆる行政の方で、国会はどうぞやつてくれと言うのだったら、そんなところに閣法を持つてこぎに、全部議員立法でやらせたらどうですか。もつと盛り上げようじゃないですか、皆さんでこういう放送文化を。やはり放送の最高責任者として、そんなことを言っておらずに、党派を超えて、新進党がかかるておるんだったら、みんなで考えて、地域コミニニティーの放送がみんな苦しいのですから、早くやろうとなぜ言えないのですか、それを。

○日野国務大臣 もう先生よく御存じのとおりに、我が国の法制としては議院内閣制をとつてゐるわけでございますよ。国会と政府、これは緊張関係がなければなりません。でありますから、政府の方から国会、自分の政党内部での議論に対しても私の方がいろいろ意見を言うことはあつても、こちら行政府の立場と国会の立場といふのは、おのずから緊張関係を持った、お互いに独立した立場でございます。でありますから、これは私は、国会の方でお決めるべきことと申し上げております。

○河村(た)委員 そんなつれないことを。そうしたら、よく聞か法といつて出して、こちらにああだこうだ言つなど。これは本当にお話にならぬで

よ。緊張関係なんですから、分断関係じやないん

ですよ、これは。

だから、何も委員会に言わなくても、委員会に言えばそれはちよつとやり過ぎですけれども、党内外で、大いにやろうじやないか、私は郵政大臣としてこのコミニニティー放送も振興したいんだ、だから、もつと党派を超えてこういう新しい制度が出来たらやろうじやないか、このくらいの党の中で発言されますが、どうですか。

○日野国務大臣 党内の議論は党内の議論であつて、そこでは、私は信ずるところを語るつもりであります。

○河村(た)委員 時間になりましたから終わりますけれども、こういうコミニニティー放送が、非常に郵政省努力をされてスタートしたのですが、各放送局に電話をかけられると皆さんわかると思いますけれども、お金がなくて非常に困つているわけですよ、実は。だけれども、こういうところから放送文化を育てていくというのが実は一番大事なんですね。ですから、これは党とかなんとか言わずに、ぜひこういうシステムを早くつくつて、日本の情報通信社会がいいものになるようにお互いに努力をしていきたい、こんなふうに思つています。終わります。

○中川委員長 高木陽介君。

○高木(陽)委員 新進党的高木陽介でございま

す。

今同僚の河村委員から、NPO法関連の、放送文化の話をずっと大局部的にされましたけれども、これは本当に重要な問題ですので、郵政省も大臣もしっかりと考えていただきたいし、また、なかなかこういう場でははつきりと言えないでしようけれども、推し進めるようにしていただきたいなと私の方からもお願い申し上げたいと思います。

さて、二つの法律案について具体的にお話を伺いしていきたいと思いますけれども、これまで同僚議員、遠藤委員の方からもいろいろな角度からありますて、少々ダブつた話も出てまいりますが、再度お伺いしていきたい部分もありますの

で、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、通信・放送機関法の問題で、研究開発の委託ということなんですか？これは先ほどホテルの話でちょっと出てまいりましたが、ここら辺、なかなか素人の方はわかりづらいので、もう一度確認をさせていただきたい。

まず、機構は、これまで研究開発を独自にやってきました。そのパンフレットなんかには、「先導的研究開発の実施」というようなことで、「高度立体動画通信に関する研究開発」だとか「高度映像通信利用技術に関する研究開発」、だだつといつぱいあるわけですね。さらにもう一つ、通信総合研究所。これもいろいろとやつておきましたし、郵政省の通信政策のパンフレットですか、それによりますと、「通信総合研究所を核とし、民間・大学と連携して『電気通信フロンティア研究開発』に着手しました。」だとか、それ以外にも、「通信総合研究所は先導的な総合通信、多様な電波利用技術の研究開発をするため」というようなことで、やはり、ともに先導的な部分を担っていくという。ただ、これをどこをどうやって分けるのか、その区別、こちら邊をもう少し具体的にお願いいたします。

(委員長退席) 小沢(鋭) 委員長代理着席

○山口(憲)政府委員 国の行う研究開発について、言葉が、先導的ということを使っておりまして、あるいはわかりにくくなってしまっているのかと思いまして、今お聞きしております。私どもは、いずれにいたしましても、例えば研究に要する期間が非常に長いとか、あるいは収益がすぐには見込めないとか、民間ではおやりにならないけれども国全体としてはやはりやつておかなければいけない研究、そういうものを国ないしは機構がやるんだというふうに思つております。これは、いずれにしても、国が経費を負担してやるべき研究というふうに考へている次第でございます。

○高木(陽)委員 基本的にこの法律は、どんどん委託してやらせていく、そしていろいろなベンチャーの発展に寄与していく、これはすばらしことで賛成なんですが、これも先ほど述べておきましたが、その上が何とか援助してやろうじゃないかという発想が多いと思うのですね。もちろん今の現状ですとそれはやつていかなければいけない、これは推進していただきたいのですが、銀行なんかもそういう資金については貸し付けをする。昔は、銀行なんかは、金を貸すときは、借りに来た人の目を見て貸したというのですね。今は、担保を見て貸す。そんなことではなくて、日本の全体の、こういった土地に依存し過ぎた金融のあり方であるとか、それからもつと、企業そのものが持つてゐる社会的な貢献、これをどういうふうに考えていくか、そういうところをきちっと、改めなければならないところはいっぱいあると思います。

差し当たってはまず規制緩和をやっていくことをやり、それから銀行なんかも、あのバブル当時

二十三兆円とか、人数も二百万を超えます、やはり機構というのは、割合に民間の皆様方の協力も得やすい、非常に小回りがきくというふうなことから、多くの皆様方と連携して作業ができるとはやはり情報通信か環境か、そういうところにいふうなこともございまして、そういう研究ができるやすい分野というのは、勢い、どうしても民間の皆様方のところですから応用の分野に近いのじやないかということにならうかと思います。したがいまして、その研究開発テーマというふうな面で見ますと、もう一步で民間の皆様方のところに手が届くような、いわゆる橋渡し的な、そういう研究開発を機構の方でやる、そして、非常にアカデミックなうとあれですか？も、基礎的な部分といふものを探究所の方でやる、こういうふうなことになっていくということでおざいます。

○高木(陽)委員 基本的に積み重ねも大切だ、これは僕も自覚しているつもりですし、もう一つ、閣僚の一人といふことで、大蔵大臣、久保大蔵大臣ですから、しっかりとお話しできたいなと思います。あと、さらにそれに続けて、先ほどもちょっと出ておりました研究開発の成果の部分です。知的所有権問題。これは、先ほどの山口局長のお話だと、契約で決めていく、さらには、郵政省の考え方としては、ファイフティー・ファイティーでどちらえていきたい、ただ、調和を考えながら第三者の利用の許諾権については国が持つていて、こいつた基本方針をおつしやられました。ここでもう少し突っ込んでお伺いしたいのは、やはり相手は、相手はといふかその委託を想定されたところと、中小が、研究機関などから見たら各研究機関なんて小さい分野ですか？大学だとかもありますけれども、そういう中でいろいろと研究をする意欲を高めるために、は、国といふのはすごいばかりでかいですから、國から見たら各研究機関なんて小さい分野ですか？そいつたところで知的所有権、民間または研究所、そいつたところにもう少し比重を多くしていいのではないのかな、こういう考え方があると思うのですが、そこら辺はどうなのでしょうか。

○山口(憲)政府委員 いろいろお考えがおありかと思います。確かに、研究開発意欲を高めるといふことは大事だと思います。そういう規制緩和をやって、今後、雇用の問題等々もさらに厳しい状況になる。そんな中で、例えば情報通信産業なんかにかなり期待が集まっているわけですね。例えば百

う意味では、お話をのようにそちらの方にウェートを置くことが大切かと思いますが、そのもとになつてはいるのが国からの出資金だということを考えますと、やはり国としても一定のものは確保しておかなければならぬ、そういう制約があるうかと思います。

従来は、国がやると一〇〇%とつてしまふとか、そういうふうなこともあつたようですが、いまして、やはりその辺のところはよく考えていかなければいけないなと思いますけれども、現在のところでは、ほかのところを見ましても、大体ファティー・ファイフティーというふうなところが多いようでございますので、その辺のところかなとうふうに思つてゐる次第でござります。

ただ、先ほど申しましたように、成果を財産的に分かち合うということよりも、国としては、さらにそれを次の飛躍に皆様方に使つていただきたいことの方が大事だと思っておりまして、そこらのところは頑張らなければいけないと思つております。

○高木(陽)委員 特に研究意欲、ここら辺のこととはやはり大切なところで、何らかのメリット、特に基礎研究なんかの場合は、なかなかすぐには結果が出来ない、すぐ特許が取れる、そんなものではないですから、すごく長い期間またはお金もかかつてしまふでしょうし、そんな中でやり始めると、国は、もちろん援助していただきますけれども、そこで何かできますと、はい、ファイフティー・ファイフティーです、契約するときはいつになるかななか見えない部分もあります。そういったところでの配慮というものをやはりやつていただきたいなということで、お願ひ申し上げます。

ささらに、これはちょっとまた幅広くなつてしまふのですけれども、特に研究開発という部分で、日本の研究開発、特に基礎研究、ここら辺のところはなかなか歐米特にアメリカと比べるとおくれているのではないか、そういう指摘もされておりますけれども、そこら辺のところの実態、またはその実態を受けてその要因、さらには、どう

したらしいのだといった是正策、ここら辺をちょうどお伺いしたいと思います。

○山口(憲)政府委員 情報通信の日米間の格差といふのは、私たちも深刻に考えなければいけない

というふうに思つております。特に先端技術分野の導入動向の調査によりますと、米国から買っておりますのは、ソフトウエアを中心とした技術導入、これが非常に多くなつてゐる。特に最近、インターネットとか通信ソフトというふうな分野、いわゆる先端的な分野でござりますが、これは全くと言つていいぐらい米国に依存しているといふことでございまして、非常に大事な点として認識していかなければいけないと思つております。

日米間にこうした差が生じてきた要因でございまますけれども、一つは、マルチメディア時代といふことで、この研究開発には、ニーズが非常に多様化してきているということ、それからまた、求められる技術が非常に複合化してきているというふうなことでございまして、こういった環境の変化に迅速に対応するというふうなことが一つ大切な点ではなかつたのかというふうに思ひます。

それから、これは先ほど申し上げましたように、マーケットというふうなことが一つ大切で、このマーケット等を中心としたグローバル化といふこと、マーケット等を持つておられますと、標準化といふことが非常に大事でございまして、特にデファクトの標準といふふうなものが今非常に大きなウエートを持つておられまして、こういったものへの対応ということが一つの要素。

こういうふうなマルチメディア化でありますとか、デファクト等を中心としたグローバル化といふふうなことについて、やはり我々ももう一度反省をして対応していくかなければいけないというふうに考へておるわけでござります。

アメリカ等を見ますと、政府が、先端的な研究開発というふうなことは国家プロジェクトとして、先ほども数字でも申しましたけれども、大変大きくお金をつぎ込んでいるということでございまますし、そしてその成果を受けて、今度は民間や大学の研究者の間では研究開発競争、いわゆる国際市場で売れるような、そういう研究開発競争と

いうものが非常に積極的に行われてゐるというところで、研究の分野でも非常にダイナミックな動きがあるということがあつたのです。

○五十嵐(三)政府委員 情報通信分野におきま

して、電電公社あるいはNTTという形で果たしてきた役割というのは大変大きなものがあつたといふふうに思つております。特に戦後、欧米の技術の導入に努力したというふうなこともありますて、國あるいは大学あるいは民間企業とともに、我が國の研究開発の向上、世界のほぼトップレベルのところに迫るような状況になつたんじゃないかなといふふうに思つております。

先生お尋ねありました、全体にどんな割合になつてあるかと、幾つかのメルクマールで拾つてみましたもの御報告をさせていただきたいというふうに思ひます。

平成六年度ベースでございますが、研究開発経費、日本の場合、まあ大きめにいわゆる情報通信分野のメーカーといふふうなことで見てまいりますと、二兆五百億円強といふことでございまます。これに対して、NTTの研究開発経費といふのは二千八百五十五億円といふふうに思ひます。この二つの割合で見ると、NTTの研究開発割合は、情報通信分野メーカーに対する占める割合で、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

その中で、研究開発、これはメーカーいろいろなふうに存じております。

これをメーカーと研究者とか研究開発経費といふよつたところで少し拾つてみました。同じようないい處で、NTTは先ほど申し上げました二千八百五十五億円で、研究者の数というのは八千五百人程度というふうに数えられます。日本のメーカー、幾つかの会社がございます。大きいところから、この際会社の名前はA、Bというふうに申し上げさせていただきますが、例えば大きな会社でいきますと、研究開発経費三千八百億円、研究者数一万三千人、こういうところでございます。その次ぐいで、研究開発経費が二千九百億円、研究者の数が一万人、こういうような会社が日本の名立たるメーカーということでつながってまいります。

情報通信の場合、特に近年そうでございます

が、研究開発経費と研究者というものはメーカーに負うところが非常に大きいといふうに思つております。それはアメリカの、来年一月に三つにアシンドルすると言つておるAT&Tを見ましても、大半の研究者はルーセン・テクノロジーといふ、いわゆる製造部門を持つた会社に行くといふことから見ても明快ではなかろうかといふように存しております。

さらに、平成六年度におきます基礎研究費といふのがどうなつてゐるかといふことを見てまいりますと、大体基礎研究費としては七百億円程度といふに統計上拾うことができます。NTTは九十九億円弱ということで、情報通信分野の基礎研究費といふのは一割強といふよつたところでございま

す。私ども、いわゆるマルチメディア時代を迎えまして、これらの技術革新、大変重要なことが思つてあります。特に、先ほどからお話を出ておりますとおりに、アメリカの動向等々を見てまいりますと、例えばマイクロソフトあるいはゼネラル・マジックといったよつたようなベンチャーエンターテイメント企業が

成長してくる。この企業の動きというのを見ますと、もちろん国家プロジェクトのことなどもございますが、競争とやはり連携というようなことをやりながら、マルチメディアの技術革新を横み上げていているといふうに見えるわけであります。

そういう意味でも、私どもとしましては、より一層、研究開発能力が向上するという観点からは、人材の育成あるいは産官学の連携強化、そして基礎的、先端的技術開発に対する国の積極的な取り組み、こういったものをあわせまして、多方面の競争軸で機動的な連携によってダイナミックな競争を促進することが重要といふうに考えておりまして、そのような政策展開を図つてしまつたいというふうに存じております。

○高木(陽)委員 多元的なだとか難しい言葉がいろいろと出てまいります。

要は、NTTがこれまで電電時代からやつてきた役割といふのは本当に、郵政省も認めておりますし、私どもというか多くの人たちが認めていると思うんです。ただ問題は、これから分離分割問題といふものが来年になつと先送りされましたが、それでも、そういった研究部門、特に今メーカーが大半を占めている、NTTが一割といふうなやり方で、それに対抗できるNCC関連、分割するのか分離するのか、そこら辺は、その話はちょっと結論としては置いておいて、そういったところもちゃんと視点を持ってやらせていかないといふこと、今五十嵐局長言われた競争と連携といふ、競争がしつかりでいかない。やはり資本主義社会ですから、競争させることによってレベルアップしていく。これが日本だけじゃなくて本当に海外とのある意味では差を詰めていくといふ、特に情報通信産業においては大切な問題じゃないかなと思いますので、これもしっかりとやつていただきたいなと思います。

○高木(陽)委員 多分また、来年、再来年になつてきますと、いろいろと角度が広がつて追加されると、いろいろな気はしないでないですかけれども、そこら辺の見通しが、やはり情報通信産業は本当に進展が速いですから、また来年通常国会のときに改正で、ではこの分野も入れますとか、それはそれでいいんですけども、やはりそういう先見性を持ちながらやつていただきたいと、そういう観点で、今後予想される、またはそういったところではもつと支援していかなければいけないんじゃないかと思われるようなものがあつたらお願いいたします。

○楠田政府委員 債務保証の關係で、今回CATVを信頼性向上施設整備事業に入れることをお願いしておるわけでございます。

これまで、平成五年に制度を創設して以来、実績が出ておりません。申しますのは、これまでの段階で実施計画の認定を受けてきた事業者が、NTT等非常に経営が安定している事業者が多かつたということがございます。地方電線による事業者に対する説明とかパンフレット、あるいは業界団体に対する説明等行つていろいろとPRもしてまいりました。しかしながら、今回CATV等比較的小規模な事業者が入るということで、こういうものが認定を受けることから、債務保証の必要性といふのは一層拡充していくだらうと思います。これは今回お願いをしておるわけあります。

○五十嵐(三)政府委員 光ファイバーにつきましてまず冒頭申し上げさせていただきたいと思いますが、日本の国のネットワークでいわゆる中継回線部分の方はどちらかの格好で光ファイバーが入っておりますが、問題なのは加入者系、電報電話局から各家庭、そこまでの加入者網というのが非常に、大ざっぱに言うと六千万加入ある方のネットワークということですから、大変だということであります。

これはもうございません。今後、事業者のニーズ等を勘案しながら適切に対処していただきたいといふには思つております。

○高木(陽)委員 多分また、来年、再来年になつてきますと、いろいろと角度が広がつて追加されると、いろいろな気はしないでないですかけれども、そこら辺は、また郵政省、大臣を筆頭に頑張つていただきたいなと思います。

これはすごく基本的な質問になりますけれども、今回CATVを追加した。今後、先ほどいろいろな方々の質問の中で、いろいろな状況がどんどん変わつてくる。それで、改正、改正として今回CATVが加わってきたという中で、今後、その支援対象の拡大の予定というか、予測される、予測されたら今回の法律に入れんでしょうかけれども、そこら辺の見通しが、やはり情報通信産業は本当に進展が速いですから、また来年通常国会のときに改正で、ではこの分野も入れますとか、それはそれでいいんですけども、やはりそういう先見性を持ちながらやつていただきたいと、そういう観点で、今後予想される、またはそういったところではもつと支援していかなければいけないんじゃないかと思われるようなものがあつたらお願いいたします。

○高木(陽)委員 多分また、来年、再来年になつてから、では支援しましようという形じゃなくして、これが本当に予想されますから支援していきますと、いろいろと角度が広がつて追加されると、いろいろな気はしないでないですかけれども、そこら辺は、また郵政省、大臣を筆頭に頑張つていただきたいなと思います。

これはもうございません。今後、事業者のニーズ等を勘案しながら適切に対処していただきたいといふには思つております。

あくまでも基本的には民間がやるということでございます。特に、昭和六十年以降、日本の国は電力公社も特殊会社としての株式会社になります。独立を解いたということから、それぞのネットワークが走り始めているという現状です。

そういった中になりました、二〇〇〇年までの先行整備期間でござります。それに昭和六十年以降、日本は電力公社も特殊会社としての株式会社になります。独立を解いたということから、それぞのネットワークが走り始めているという現状です。

そういった中になりました、二〇〇〇年までの先行整備期間でござります。

それは、あくまでも二〇〇〇年までございま

す。なぜかと申しますと、二〇〇〇年までございま

〇五十嵐(三)政府委員 NTTのあり方につきましては、既に閣議で決定いたしておりますとおり、次期通常国会に向けまして引き続き検討をして結論を得るということになつておりますが、いわゆる分離分割というような格好で答申等が検討している中身等々から見てまいりますと、この閣議決定も「答申の趣旨に沿つて、こうなつていますので、その答申の中でも検討されているような経営状況、あくまでも分離分割をするということによつて経営をより効率的で向上させるということでありまして、体力が弱るというような観点での答申ではないわけでございます。

そういう意味合いでおきましては、NTTにおいておきまして一層効率化が図られるということでおさへながら、適切な結論が得られるよう取り組んでまいりたいというふうに認識をしております。

ただ、いすれにいたしましても、NTTのあり

たま、いすれにいたしましても、NTTのあり

から五年、十年、もつと言えば三十年、五十年どうしていくのかといったところのお金の使い方、やはり税金ですから。そこら辺のところを今までのような予算の組み立て方といった、これは本当は郵政省に言つても、いつも通信委員会で思うのですか、通信委員会で言つてもしようがないなと思うのですけれども、そいつたところを、国会全体でもそつてしまし、または閣議で、または各役所同士の話し合いの中でそいつた論議を縦割りをぶち破つてやつてしまひたいと思いますし、またそれをやらなければ、本当に雇用の問題から経済の問題まで見通しはないわけですね、日本は。

ここら辺のところを郵政省が、ほかから見れば郵政省の省益じゃないかみたいな見方をされると思ひます、でも、そこら辺を本当にかなり捨てるぐらいなことをやっていかなければ、この点、これから日本というものは大変な時代になりますので、そこら辺のところを主張させたいだいて、質問を終わります。ありがとうございました。

ここら辺のところを主張させたいだいて、質問を終わります。ありがとうございました。

中川委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 まず、機構法についてお尋ねしたいと思います。

ただ、いすれにいたしましても、NTTのあり

たま、いすれにいたしましても、NTTのあり

本当に借金してまで民間企業に委託して進めるところの必然性、あるいはなぜこの五つなのか、こうしたこと、テーマの内容ではありませんで、なぜこの五つになったのかという点をできるだけ簡潔に。

○山口(憲)政府委員 委託研究のテーマ五つを選定したということ、これは、それぞれ研究開発がこの分野について求められているというのが端的なお答えになつてしまつますが、もう少しお話をさせていただきますと、今私たちとしましては、研究開発の分野として、ネットワークの分野とそれからアブリケーションの利用技術の研究開発の分野がございます。それからもう一つは、どなたでも自由に使つていただけるようにというふうな形での、使いやすい端末技術の研究開発といふところに焦点を合わせております。

そういう領域の中では必要とされる、この部分をやっておかないとというふうなことを多くの方が御指摘をいただいて、そういうふうなものの中から選んでこの五つ、これは予算との都合もあるのですから、六つの方がよかつたかも知れないので、五つ選ばせていただいているというふうなことでございます。

そこら辺のところを主張させていただいているところに焦点を合わせております。

うな形での、使いやすい端末技術の研究開発といふところに焦点を合わせております。

第一類第十一号 通信委員会議録第七号 平成八年五月十五日

せん。そこで、個別のプロジェクトをもとに推計していくより仕方がないわけですが、我々の試算で、昨年度の通産省の所管分で調べてみました。

そうしますと、三菱重工がトップで一年間六十九億円、それから第二位が日立製作所で五十三億円、三位が東芝で五十一億円、こういうことになっています。例えば日立製作所でいいますと、五十三億円のうち半分近い二十四億四千六百万円が委託費という形になっているわけですね。

通信、コンピューターに関する深いメーカーで調べてみると、富士通が十六億五千円、NECにも七億二千万円も委託費が一年間で出されているわけです。この委託費というのか、大企業への補助金という性格が非常に強いと私たち指摘しているわけです。

先ほど、この委託研究の成果について、それぞれ質問があり、御答弁がありました。契約によ

る、五〇%ぐらいと考えているというわけです。が、何か基準というものがあるのですか。大体どれくらいの基準にしようとか、あるいは最終的な決め方というか、どこでどんなふうに決めていくのか、この辺について。

○山口(憲)政府委員 よその役所の関係のお話を

されましたので、そこそこは私の方は実態がわかりませんのであります。が、私どもがやっている基本的な考え方は、私たちがやらなければ民間ではやらないだろうというところでございまして、しかしそういったところをやっておかないと将来いろいろ問題が起こるのじゃないかということでやっているということをございますので、そのところは御理解いただきたいと思います。

それからまた、これをやることが、もしこの研

究開発が必要だということでありましたならば、

民間にもしそういうことのできる能力があるな

ら、そこをお借りした方が国としても安上がりに

できるということがあるわけございまして、そ

ういった意味で、民間のそういう研究所に適切な

ものがあればそこに委託をしてやつていただくこ

とをふうなことをお願いしたい、こういうことで

ございます。

研究結果につきましては、先ほど、相手のあるお話をですか。これは契約で決めてくる、相手が嫌だと言つたらこれはどうしようもないお話ですか。どちら。ただ、私どもいたしましてはなるべく私どもの方に持ち分、取り分を多くしておく、そ

ういう立場で臨むのは当然でございますけれども、やはり相手の方がやる気がなくなってしまうといふうなことでは、研究の成果が、むしろ効率が悪くなるということがござりますので、よそ様の状況を見ますと、大体五〇%、ファイフティー・ファイフティーというところが基準になつていてのではないかなというふうな形で、これをもし認めても相手との交渉に臨むとなるのか、こういうふうなことで申し上げているところです。

障害者や高齢者あるいは過疎地、こういうところの通信・放送の高度化普及、ここに力を入れていくことが必要だらうと思うのです。この通信・放送機構の基金であります衛星放送受信対策基金、これを使って、聴覚障害者向けの解説放送などとか視覚障害者向けの字幕放送が行われています。この制度によって助成の実績はどのようになっているか、年度別にお答えいただきたいと思うのですが。

○矢島委員 先ほど局長も、以前は一〇〇%国に帰属したものだ、そういうこともあつたというお話をありました。が、平成三年の産業技術法によつて、国の委託事業の場合に、いわゆる特許権等の帰属というのが、今まで一〇〇%であったものが大体五〇%というようになつてきたわけです。それはちょうど、補助金というものがどんどん削減されて委託費というものに変わつていった、あの時期と全く軌を一にしているという状況などを指摘しておきたいと思うのです。

これは平成五年から始まりまして、平成五年度が約四百万円、平成六年度が約二千九百二十万円、平成七年度は約一千八百五十万円でございました。この金額が違うのは、特に平成六年、七年は金利によるものでござります。

○矢島委員 今回の委託研究にかける予算が民間企業向けで十一億九千六百万円、これに比べても非常に貧弱だなという気がするわけです。その上、今お話をもありましたように、平成七年度と

いうのは六年度に比べて助成金が大幅に減少して、三分の二以下になつてしまつた。これは、基金の運用益を助成金に充てるという仕組みから、いわゆる低金利政策の影響を受けた結果だと。

私は、この問題では、本委員会で昨年二回取り上げたのですね。最初、六月の時点で、金利の関係から本当に運用益がこれだけ上がるのかという

間だつて実際にやつしていく可能性のある問題ではないかなという気がするということで、力点の置き方と、いうものをやはり考えてみる必要があるのではないかということを私は指摘しておきたいということです。

そこで、研究開発業務に限らず、この通信・放送機構の業務全体についてもとと考えて、力を入れなければならない部分があるのじやないかな」ということで質問いたします。

そこで、研究開発業務に限らず、この通信・放送機構の業務全体についてもとと考えて、力を入れなければならない部分があるのじやないかな」ということで質問いたします。

そこで、研究開発業務に限らず、この通信・放送機構の業務全体についてもとと考えて、力を入れなければならない部分があるのじやないかな」ということで質問いたします。

そこで、研究開発業務に限らず、この通信・放送機構の業務全体についてもとと考えて、力を入れなければならない部分があるのじやないかな」ということで質問いたします。

そこで私は、議論を前向きにするために、郵政省にこういう昨年の状況などを踏まえて大いに反省していただきたいのですが、助成金といふのは絶対額が不足しているとともに、制度そのものに

正予算があつたにもかかわらず、何の手当でもされませんでした。それから、今年度の予算でもそのままになつてゐるわけですね。ですから、平成八年度の助成金も、果たして本当に平成七年度を上回ることができるのかどうか、これも非常に危ぶまれる状況にある。

そこで私は、議論を前向きにするために、郵政省にこういう昨年の状況などを踏まえて大いに反省していただきたいのですが、助成金といふのは絶対額が不足しているとともに、制度そのものに

正予算があつたにもかかわらず、何の手当でもされませんでした。それから、今年度の予算でもそのままになつてゐるわけですね。ですから、平成八年度の助成金も、果たして本当に平成七年度を上回ることができるのかどうか、これも非常に危ぶまれる状況にある。

そこで私は、議論を前向きにするために、郵政

省にこういう昨年の状況などを踏まえて大いに反省していただきたいのですが、助成金といふのは絶対額が不足しているとともに、制度そのものに

正予算があつたにもかかわらず、何の手当でもされませんでした。それから、今年度の予算でもそのままになつてゐるわけですね。ですから、平成八年度の助成金も、果たして本当に平成七年度を上回ることができるのかどうか、これも非常に危ぶまれる状況にある。

そこで私は、議論を前向きにするために、郵政省にこういう昨年の状況などを踏まえて大いに反省していただきたいのですが、助成金といふのは絶対額が不足しているとともに、制度そのものに

正予算があつたにもかかわらず、何の手当でもされませんでした。それから、今年度の予算でもそのままになつてゐるわけですね。ですから、平成八年度の助成金も、果たして本当に平成七年度を上回ることができるのかどうか、これも非常に危ぶまれる状況にある。

そこで私は、議論を前向きにするために、郵政省にこういう昨年の状況などを踏まえて大いに反省していただきたいのですが、助成金といふのは絶対額が不足しているとともに、制度そのものに

○楠田政府委員 先生御指摘のとおり、今回の視聴障害者向け専門放送システムに関する調査研究会の報告で幾つかの御提言をいただきました。その中で、「官民の支援の充実」という中で、「字幕番組・解説番組の制作に対する助成」について、現行制度の在り方の見直しを含め、その充実を図つていただくため、その制作費に対する助成について、現行制度の在り方の見直しを含め、その充実を図つていくことが必要である。」これは調査研究会の報告でございます。

先ほど申し上げましたように、現在、この金利水準によって助成金が減ったことは事実でございます。

したがいまして、八年度の予算要求も千八百九十万円を見込んでおるところでございます。

これをどうするかでございますが、こういう調査研究会の報告もあり、支援措置はどうするかといふことにつきましては、必要な予算要求をするか

どうかについてもあわせて検討していただきたいといふふうに思っております。

○矢島委員 本当に視聴障害者の皆さん方が期待を持って見守っているわけですから、その辺に

ついては大いに大臣も努力していただきたいと思

いますが、助成とともに、放送時間数の問題もこ

の調査研究会の報告書の中ではあります。

いわゆるガイドラインの設定の問題ですね。既に

アメリカでは四大ネットワークの放送番組の七〇%が字幕になっていますし、イギリスでも、一

九九年、全番組の五〇%これに字幕をつける

という、法律的にも明確になつていて。こうした

もので、どのようなガイドラインを設定するのか

といふことが重要な問題であろうと思うのです。

一方、民間放送事業者は、政府の助成がア

メリカなどに比べて極端に少ない今までガイドラ

インを設定するということへの反発もあるよう

聞いております。助成とガイドラインというの

は、表裏一体のものであると思うのですね。放送事業者に目標を課すとともに、その目標達成を裏づける国の助成というのも目標化しなければ、うまく進まないのではないか。ガイドライン設定のため、その制作費に対する助成について、現行制度の在り方の見直しを含め、その充実を図つていくことが必要である。」これは調査研究会の報告でございます。

○楠田政府委員 日本の場合、字幕放送は、この報告書にも書いてございますが、欧米に比べて時間が数少ない、かつ実施しております民間放送もかなり少ないわけであります。まず第一に、すべての放送局に字幕放送をするように何とかしていきます。こういうことが報告されております。これには若干、免許制度の見直し等も含まれております。

それから、民間放送に最低幾つか、ある程度の字幕放送をやってくれというガイドラインの設定でございますが、これは民間放送事業者にある程度度をお願いするわけでありますから、勝手にこちらの方で簡単に決めるというわけにはいかない。そ

ういう意味で、民間放送事業者の意見も踏まえま

して、どのような方策があるかということを十分に検討してまいりたい、今そういうふうに思って

いるわけでございます。

○矢島委員 今、報告書の内容も局長の方から話

されました。我が国で本格的に視聴障害者向け

の放送を拡充していく上で、極めて重要な報告書

になつていると思います。放送法とか、あるいは

NTTの融資額の方は大体一・四倍になつた

と思つてますね。NTTの融資額を比べてみます

と、昨年実績の大体一・七倍ぐらいになります

か、額では、ちょうど今年度にふえた融資額百二

十億円が丸ごと、ちょうどふえた分百二十億円、

昨年度よりも今年度は融資枠が大体百二十億ふえ

ます。それが百二十億ぐらい、CATVは九十億として二十一

七億です。融資額の方は大体一・四倍になつた

と思つてますね。NTTの融資額を比べてみます

と、昨年実績の大体一・七倍ぐらいになります

か、額では、ちょうど今年度にふえた融資額百二

十億円が丸ごと、ちょうどふえた分百二十億円、

昨年度よりも今年度は融資枠が大体百二十億ふえ

ます。これが八社ございますが、百二十四億六千

万円。そして、CATVの会社が一社ございます。

東京と東北でございますが、これが一億一千

万円、こういうことになつております。

それから、つけ加えまして、今年度の光ファイバ化の投資額は、予定で三千七百六十六億円と

いうことです。その後、そのうち、特別融資の対象とな

る投資額というのは一千四百七十二億円でござい

ます。これを今申し上げましたような、事業者別

いうふうに申し上げた方がよろしかろうと思ひます

ますが、それで特別融資対象の投資額について見

てまいりますと、NTTが九百八十億円、それか

らNCC、新規事業者でございますが、これが四

百一億円、CATV事業者が九十一億円というふ

は、表裏一体のものであると思うのですね。放送事業者に目標を課すとともに、その目標達成を裏づける国の助成というのも目標化しなければ、うまく進まないのではないか。ガイドライン設定のため、その制作費に対する助成について、現行制度の在り方の見直しを含め、その充実を図つていくことが必要である。」これは調査研究会の報告でございます。

○楠田政府委員 日本の場合、字幕放送は、この報告書にも書いてございますが、欧米に比べて時間が数少ない、かつ実施しております民間放送もかなり少ないわけであります。まず第一に、すべての放送局に字幕放送をするように何とかしていきます。こういうことが報告されております。これがひとつ御理解をいただきたい。いろいろこの報告書の提言を参考として、

が、このガイドラインの問題について、どのように現在お考えになつておられますか。

○矢島委員 ぜひ全力を擧げて取り組んでいただ

きたいと思います。

それで、基盤法について何問かお聞きしたいの

ですが、まず、加入者系の光ファイバーケーブルの整備

に対する超低利融資制度、昨年度から始まりまし

た。まず、実績について、融資を行つた事業所と

融資額。それから、今年度の計画では四百二十億

円の融資額を予定されているわけですが、対象

となるNTTとNCC各社及びCATV各社、こ

れらの加入者系光ファイバーケーブルの設備投資計

画、どうなつてあるかお答えいただきたい。

○五十嵐(三)政府委員 平成八年度からお認めい

ただきました特別融資の実績でございますが、ま

ず、平成七年度融資額でございますが、NTT百

七十四億円。それから新規の事業者、八社でござ

ります。新規八社と申しますのは、例えば地域の、

東北インテリジョン通信とか、あるいは四国情

報通信ネットワークとか、そういう会社でござい

ます。これが八社ございますが、百二十四億六千

万円。そして、CATVの会社が一社でございます。

東京と東北でございますが、これが一億一千

万円、こういうことになつております。

それから、つけ加えまして、今年度の光ファイ

バ化の投資額は、予定で三千七百六十六億円と

いうことです。その後、そのうち、特別融資の対象とな

る投資額というのは一千四百七十二億円でござい

ます。これを今申し上げましたような、事業者別

いうふうに申し上げた方がよろしかろうと思ひます

ますが、それで特別融資対象の投資額について見

てまいりますと、NTTが九百八十億円、それか

らNCC、新規事業者でございますが、これが四

百一億円、CATV事業者が九十一億円というふ

の放送、字幕放送についての実施状況、我が国の場合は非常におくれていること、これは私もよく存じております。何とかしたい、そういう思いでございますが、ただ、ガイドラインというのも目標化しなければ、うまく進まないのではないか。ガイドライン設定

の目標としていかなければならぬと思うのです

が、このガイドラインの問題について、どのように

現在お考えになつておられますか。

○矢島委員 ぜひ全力を擧げて取り組んでいただ

きたいと思います。

それで、基盤法について何問かお聞きしたいの

ですが、まず、加入者系の光ファイバーケーブルの整備

に対する超低利融資制度、昨年度から始まりまし

た。まず、実績について、融資を行つた事業所と

融資額。それから、今年度の計画では四百二十億

円の融資額を予定されているわけですが、対象

となるNTTとNCC各社及びCATV各社、こ

れらの加入者系光ファイバーケーブルの設備投資計

画、どうなつてあるかお答えいただきたい。

○五十嵐(三)政府委員 平成八年度の事業者別の

特別融資の対象の投資額についての、予定でござ

いますが、CATV九十一億円を予定いたしてお

ります。

○矢島委員 今御説明いただいたように、実績の

方ですけれども、NTTが大体百七十四億円、N

Cが百二十四億六千万円、CATVは約一億円

ですね。今年度の計画は、先ほどのような数値が

出でるわけですが、大体融資対象というのは事

業全体の大体三〇%、こういうふうに聞いており

ます。そうしますと、NTTでいいますと、二百

九十四億円ぐらいであります。それから、NCC

が百二十億ぐらい、CATVは九十億として二十一

七億です。融資額の方は大体一・四倍になつた

と思つてますね。NTTの融資額を比べてみます

と、昨年実績の大体一・七倍ぐらいになります

か、額では、ちょうど今年度にふえた融資額百二

十億円が丸ごと、ちょうどふえた分百二十億円、

昨年度よりも今年度は融資枠が大体百二十億ふえ

ます。これが百二十億ぐらい、CATVは九十億として二十一

七億です。融資額の方は大体一・四倍になつた

心配が今出ているわけです。CATVの業者の間でも、こういうNTTの回線を丸借りするという対しては警戒する声がいろいろ出ているのですね。いわゆるNTT法で禁止するNTTのCATV事業の参入につながりかねないというようなことを言われている方もおりました。こういう問題について郵政省としてはどうお考えか、この二つの点。

○五十嵐(三)政府委員 まず、平成八年度、この予算がお認めいただきましたらということでの前提で、また先生の方は一定の投資額からの予想と、いうようなことでNTT、新規事業者、CATVの融資額をおつしやられました。

予算が認められてまいりますと、一定の融資の方針がありますので、先生のお話しになりました額とは若干違った額ですが、大宗は似たようなところで、例えば参考までに申し上げさせていただきますと、NTTは二百七十九億円程度か、あるいは新規事業者は百十四億円強か、あるいはCATVは二十六億円弱ぐらいと、いうふうに見込んでおります。こういうようなことで二〇〇〇年までの設備投資が進んでまいります。それを国が支援するという流れの中で、NTTがこういう融資額の六割程度を占めるという実態、それは仰せのとおりだらうというふうに思います。これは、日本の加入者系のネットワークの構築自身が、言ってみますと国家一元的にやつてきたその一つの実態の反映でございまして、これは別にNTTを特別に支援するという政策ではございません。

感想的なことになりますが、新しい事業者あるいはCATV事業者も、こうやって加入者網に入りまして融資をこのようない割合で受けられるようになつたといふのは、ある程度日本の加入者網の活性化といいますか、それにつながつくるのではなかろうかというふうに存じております。それからもう一点、NTTのネットワークを丸借りしてCATVをやるというお話をございますが、今現実の問題として、NTTのネットワークをCATVという観点で借りるということは制度

上特に問題はございません。

ただ、例えば映像伝送サービスという具体的な専用線サービスがございます。ただいま先生がお話しいただきましたことがそれに当たはまついるのかどうか、そしてまた、NTTのあり方ともかかわることでございますが、ある意味でデータルとして日本の情報通信が健全な発達を遂げていいものであるかどうかというの、具体的な内容に照らして私どもも検討しなければならないというふうに存じております。

○矢島委員 ぜひNTTに対する支援策みたいな超低金利の融資じゃなくて、幅広く、特にCATVの業者なんかへの目配りも十分やつてもらいたいと思います。

後半の問題は、そういう状況が実際に起きておりますので、早急に研究を進めてもらいたいと思います。

そこで、時間が参りましたので、この法案について、今までの論議の中で、通信事業の現状からNTTの役割というのは決定的であることは確か

なんです。税金をつき込むわけですから、NTTの設備投資計画などを国民の前にも明らかにすべきだということを、これはちょうど昨年の、この法案ができるときに私質問いたしまして、当時の大出政大臣も、オープンにするという努力をこなされました。

これからもやつていくといふお話をありました。

いずれにしても、五十兆円に及ぶというこの設備投資計画ですから、国民や利用者にどういう影響が出てくるのか、どういう負担が必要になつてくるのか、こういったものも明確になつてない状況で進められるというのではなくて、やはりもっともつとオープンにすべきだということ。それから、NTTというのは我が國の大企業の中でも

この際、日野郵政大臣から発言を求められてお

りますので、これを許します。日野郵政大臣

○中川委員長 たゞいま議題となりました電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に付し、齊藤斗志二君外四名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。高木陽介君。

○高木(陽)委員 ただいま議題となりました電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。
高木陽介君。

○中川委員長 ただいま議決いたしました電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、光ファイバ網の整備が今後の情報通信機能の高度化に不可欠であることにかんがみ、本法に基づく第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者に対する支援措置の拡充・強化を図るとともに、実施に必要な資金の確保に努めること。

二、加入者系光ファイバ網の整備に当たつては、全国的に均衡のとれた整備に努めること。

○中川委員長 次に、通信放送機構法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。齊藤斗志二君。

○齊藤(斗)委員 私は、自由民主党、新進党、社

いたしました。

○中川委員長 たゞいま議題となつております両案中、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入りますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○中川委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中川委員長 〔賛成者起立〕
○中川委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり可決すべきものと決しました。

○中川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中川委員長 起立を求めます。

○中川委員長 〔賛成者起立〕
○中川委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり可決すべきものと決しました。

安全・信頼性の向上を図るために、信頼性向上施設整備事業に対する各種支援措置の一層の拡充を図るとともに、そのため必要な資金の確保に努めること。

民主党・護憲連合、新党さきがけ及び市民リーグ・民改連の五派共同提案に係るものであります。以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、新進党、社会民主がせていたと思います。議事は当委員会における質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中川委員長 〔賛成者起立〕

放送機構法の一部を改正する法律案に対し、賛成しまして、ただいま議題となつております通信・情報通信分野は、今、高度情報社会が花開くこと、済发展・構造改革に大きく寄与するとともに、ゆとりある豊かな生活の実現等、我が国が直面する諸課題を解決する切り札として期待されているところであり、高度情報通信社会の構築に不可欠となる通信・放送技術の研究開発の強化を図ることは喫緊の課題となつております。

賛成の理由の第一は、本法律案は、民間における通信・放送分野の研究開発の強化を図り、その効果的な実施を促進するため、民間企業等が研究開発に必要な資金を円滑に調達できるよう通信・放送機構に債務保証業務を追加することにより、情報通信ベンチャー企業等に対する公的支援制度の拡充に資するものとなつていることです。

第二は、民間等の設備や研究者等の研究開発能力を活用することにより、一層効果的な研究開発の実施を可能にするため、通信・放送機構が必ずから研究開発を実施するこれまでの方法に加え、研究開発を民間等に委託することができる旨の規定を追加するなど、情報通信の研究開発体制の充実に資するものとなつていることです。

以上の点から、本法律案の提出は時宜にかなうものであり、政府案に賛成の意を表しまして、私の討論を終ります。(拍手)

○中川委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党を代表して、通信・放送機構法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

本法案に反対する理由は、新たに設けられた民間企業への委託研究が、事実上の大企業への新たな補助金となる危険が極めて高いからであります。

通信・放送機構が民間企業に委託を予定している研究テーマは、障害者・高齢者の機能代行支援システムの開発を除いて、本来であれば、民

問企業が研究開発のリスクをみずから負つて行うべきものとを考えます。民間企業にとつて、将来の商品化に向けた研究開発に一定のリスクが伴うのは当然のことあります。

しかるに本法案は、委託研究の名目でこの一部を肩がわりしようというものである。しかも、その財源は国債の発行によつて賄われます。国債残高が史上最高というよう財政の危機が叫ばれてゐる今日、国が借金をしてまで民間企業が負うべき開発リスクの一部を負担するという本法案には賛成できません。

質問でも指摘したように、八〇年代以降、地方自治体などへの補助金の整理、カットが進む一方で、大企業への補助金は委託費名目への切りかえが進み、事実上は増大し続けています。こうした大企業優遇でなく、民間企業では採算ベースに乗らないために手がつけられない研究開発こそ國や機構が行う研究開発業務の中心に据えるべきであることを主張いたします。

なお、本法案によつて新設される債務保証と研究開発の公募制度については、あえて反対しないことを申し添えて、討論といたします。

○中川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中川委員長 これより採決に入ります。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○中川委員長 ただいま議決いたしました通信・放送機構法の一部を改正する法律案に対し、齊藤斗志二君外四名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。山崎泉君。

○山崎・泉委員 ただいま議題となりました通信・放送機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 高度通信・放送研究開発の業務の一部を委託するに当たっては、公正な手続により委託先を選定するとともに、民間企業等の応募意欲の向上に資するため、研究成果に係る特許等の権利の帰属について十分配意すること。

一 通信・放送機構が行う債務保証等の公的支援制度については、その情報提供の拡大を図るとともに、新たな支援策の創設に努めること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、新進党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけ及び市民リーグ・民改連の五派共同提案に係るものでありまして、案文は当委員会における質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○中川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

賛成者起立

齊藤斗志二君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○中川委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、日野郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。日野郵政大臣。

○日野郵政大臣 ただいま通信・放送機構法の一

部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。また、この件に専らに取り組んでまいりました。(拍手)

○中川委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、「委員長に御一任願いたい」と存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、午後四時二十八分散会

〔報告書は附録に掲載〕

テレビジョン放送法第二条第二項に改める。

第六条第三号イ中「及び端末系光端局装置」を「端末系光端局装置」に改め、「ものをいう。」

下に「及び光端末回線装置(光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、光ファイバ用いた線路が接続される端末設備であるものをいう。)」を加え、同号ロ中「及びこれに接続される光伝送装置」を「信用光伝送装置」に、「装置を」を「装置であつて、光幹線に接続されるものをいう。」及び受信用光伝送装置(光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であつて、受信の場所で光ファイバ用いた線路に接続されるものを」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 日本開発銀行以外の出資者は、通信・放送機構(以下この条において「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、機構に設けられた信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、通信・放送機構法昭和五十四年法律第四十六号第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)
第四条 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十
六号)の一部を次のように改正する。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案
通信・放送機構法の一部を改正する法律
(通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
通信・放送研究開発を行う者に対する支援に関するもの)

電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業又は高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する者に対する通信・放送機構の助成金交付の業務の対象施設の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

第五条 第二項中「次項」を「第四項」に改め、
「資金」の下に「又は第二十九条の二第一項に規定する信用基金」を加え、同条第三項後段を削り、同条に次の二項を加える。

4 第二項の認可があつた場合において機構に出資しようとする者は、機構の所有(他人と共にしてするものに限る。以下この項及び第三十三条の二において同じ。)に係る放送衛星についての第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な資金(当該所有に関し機構が負担すべき部分に限る。第三十三条の二において「衛星所有資金」という。)同項第四号、第五号及び第七号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。第三十三条の二において「研究開発推進業務」という。)に必要な資金、同項第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究開発出資業務」という。)に必要な資金、第二十九条の二第一項に規定する信用基金又はその他の必要な資金のそれそれに充てるべき金額を示すものとする。

5 第二十九条第二項中「研究開発出資業務」の下に「又は第二十八条第一項第八号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究開発債務保証業務」という。)」を加える。

6 第十九条第四項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。

7 第十九条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

2 前項に規定する信用基金は、郵政省令、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

8 第三十一条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。

9 第三十二条第一項及び第二項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、同条第三項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、「及び前

附則第十五条第三十項中「電気通信基盤充実臨時措置法」を「電気通信基盤充実臨時措置法」に改め、「信頼性向上施設整備事業」の下に「(以下この項において「信頼性向上施設整備事業」という。)」を加え、「又は償却資産」を「若しくは償却資産」に、「政令」を「政令」に改め、「限る。」の下に「又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)」の施行の日から平成十年三月三十一日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第号)の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二条第三項第一号に掲げる業務(これに附帯するものに限る。)に必要な資金(当該所有に関し機構が負担すべき部分に限る。)を加え、同条第三十一項中「昭和四十七年法律第百十四号」を削る。

第五条第二項中「次項」を「第四項」に改め、「資金」の下に「又は第二十九条の二第一項に規定する信用基金」を加え、同条第三項後段を削り、同条に次の二項を加える。

4 第二項の規定により業務の委託を受け、当該業務を行つてするものに限る。以下この項及び第三十三条の二において同じ。)に係る放送衛星についての第二十八条第一項第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な資金(当該所有に関し機構が負担すべき部分に限る。第三十三条の二において「衛星所有資金」という。)同項第四号、第五号及び第七号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。第三十三条の二において「研究開発推進業務」という。)に必要な資金、同項第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究開発出資業務」という。)に必要な資金、第二十九条の二第一項に規定する信用基金又はその他の必要な資金のそれそれに充てるべき金額を示すものとする。

5 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第四十条第一項及び第四十四条において「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、第三十三条の二において「研究開発推進業務」という。)に必要な資金、同項第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究開発出資業務」という。)に必要な資金、第二十九条の二第一項に規定する信用基金又はその他の必要な資金のそれそれに充てるべき金額を示すものとする。

6 第二十九条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、第四章中同条の二に次の二条を加える。

2 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けた定める基準に従つて、前条第一項第四号に掲げる業務の一部を委託することができる。

3 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行つて、前条第一項第八号に掲げる業務(債務の保証の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

4 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第四十条第一項及び第四十四条において「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 第二十九条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、第四章中同条の二に次の二条を加える。

2 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けた定める基準に従つて、前条第一項第四号に掲げる業務の一部を委託することができる。

3 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行つて、前条第一項第八号に掲げる業務(債務の保証の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

項」を「並びに前項」に改め、「事業報告書」の下に「及び決算報告書」を加える。

第三十三条の二中「第五条第三項」を「第五条第四項」に、「及び研究開発出資業務」を「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」に、「及び研究開発出資勘定」を「研究開発出資勘定」及び「研究開発債務保証勘定」に改める。

第三十五条、第三十八条及び第三十九条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。

第四十条第一項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、「に対しその」を「若しくは受託金融機関に対し、その」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第四十一条第二項中「研究開発出資勘定に係る出資」の下に「研究開発債務保証勘定に係る出資」を加える。

第四十二条中「研究開発推進勘定」の下に「研究開発債務保証勘定」を加える。

第四十三条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。

第四十四条中「機構」の下に「又は受託金融機関」を加える。

附則第四条の次に次の二条を加える。
（機構に対する日本開発銀行の出資）
第四条の二日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、機構に出資することができる。

前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは、「出資及び通信・放送機構法（以下「機構法」という。）附則第四条の二第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは、「場合及

び機構法附則第四条の二第一項の規定により大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」に、「及び研究開発出資勘定」を「研究開発出資勘定」及び「研究開発債務保証勘定」に改める。

第三十五条第三項前段」を「第五条第三項」に、「同項後段」を「同条第四項」に改める。

附則第六条中「第五条第三項前段」を「第五条第三項」に改め、同条第二項中「特定通信・放送開

信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第九条第一項に規定す

る信用基金に充てるべきものとして出資され又は出えんされた金額は、新機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出資され又は出えんされたものとみな

三十五号。以下「通信・放送開発法」という。) 第十条の規定にかかわらず、同条の規定による通

信・放送開発法第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る勘定」を「第三十三条の二の規定にかかる勘定」を「研究開発債務保証勘定」に改める。

附則第八条第一項を次のように改める。

2 前条第二項の規定により受信対策基金に係る

経理を行う場合には、第四十一条第二項中「研

究開発債務保証勘定に係る出資」とあるのは「

研究開発債務保証勘定に係る出資受信対策基

金に充てるべきものとして行われている出資を除く。」受信対策基金に充てるべきものとして行われている出資」と、第四十一条第一項中「研究開発出資勘定に属する額」とあるのは「

研究開発出資勘定に属する額」とあるのは「

研究開発出資勘定に属する額及びに附則第七

条第二項の規定により受信対策基金に係る経理として整理された額」と、「研究開発債務保証勘定」とあるのは「研究開発債務保証勘定に属する額」とあるのは「

各出資者」とあるのは「各出資者（研究開発債

務保証勘定においては受信対策基金に係る出資者を除く。次項において同じ。」とする。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

（信用基金に関する通信・放送機構法等の適用）

第二条 この法律による改正後の通信・放送機構法（以下この条、次条及び附則第七条の規定による改正の規定による通信・放送機構法）と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに機構法附則第四条の二第一項の規定による出資」とする。

附則第六条中「第五条第三項前段」を「第五条第三項」に、「同項後段」を「同条第四項」に改める。

第三十五条第三項前段」を「第五条第三項」に改め、同条第二項中「特定通信・放送開

信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る勘定」を「機構法第三十三条の二の規定にかかる勘定」という。) 第十条の規定にかかる勘定」を、同条の規定による通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る勘定」に改める。

附則第八条第一項を次のように改める。

2 前条第二項の規定により受信対策基金に係る

経理を行う場合には、第四十一条第二項中「研

究開発債務保証勘定に係る出資」とあるのは「

研究開発債務保証勘定に係る出資受信対策基

金に充てるべきものとして行われている出資を除く。」受信対策基金に充てるべきものとして行われている出資」と、第四十一条第一項中「研究開発出資勘定に属する額」とあるのは「

研究開発出資勘定に属する額」とあるのは「

研究開発出資勘定に属する額及びに附則第七

条第二項の規定により受信対策基金に係る経理として整理された額」と、「研究開発債務保証勘定」とあるのは「研究開発債務保証勘定に属する額」とあるのは「

各出資者」とあるのは「各出資者（研究開發債

務保証勘定においては受信対策基金に係る出資者を除く。次項において同じ。」とする。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から

第五十六条の三を次のように改める。

第五十六条の二 削除

第五十六条の五第二項中「特定通信・放送開

信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）

第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る勘定」を「機構法第三十三条の二の規定にかかる勘定」という。) 第十条の規定にかかる勘定」を、同条の規定による通信・放送開

信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る勘定」に改める。

附則第八条第一項を次のように改める。

2 前条第二項の規定により受信対策基金に係る

経理を行う場合には、第四十一条第二項中「研

究開発債務保証勘定に係る出資」とあるのは「

研究開発債務保証勘定に係る出資受信対策基

金に充てるべきものとして行われている出資を除く。」受信対策基金に充てるべきものとして行われている出資」と、第四十一条第一項中「研究開発出資勘定に属する額」とあるのは「

研究開発出資勘定に属する額」とあるのは「

研究開発出資勘定に属する額及びに附則第七

条第二項の規定により受信対策基金に係る経理として整理された額」と、「研究開発債務保証勘定」とあるのは「研究開発債務保証勘定に属する額」とあるのは「

各出資者」とあるのは「各出資者（研究開發債

務保証勘定においては受信対策基金に係る出資者を除く。次項において同じ。」とする。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から

第一類第十一号 通信委員会議録第七号 平成八年五月十五日

通信基盤法第六条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。」と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等(研究開発出資業務及び電気通信基盤法第六条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)」又は「研究開発出資業務等(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務)とあるのは「研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十二条、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第二号中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十三条の二中「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」と、機構法第三十八条中「この法律」と等」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び電気通信基盤法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(両出資業務又は両債務保証業務に係るもの)を除く。」、第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務等に係るもの)を除く。」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(両出資業務又は両債務保証業務に係るもの)を除く。」と、同項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可(研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等に係るもの)を除く。」とあるのは「の規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(電気通信基盤法第六条に規定する業務に係るもの)を除く。」と、同項第二号中「部分(電気通信基盤法第六

第一号に掲げる業務「出資の決定を除く」の一部」とを、「両出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係る」を「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係る」に改める。
第十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十二条 削除

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第十条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十三条」を「第五十二条」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十五条 第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条规定する業務(以下「両出資業務」という。)」と、同条第三項中「又は」とあるのは「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条规定する業務に必要な資金又は」と、機構法第十七条第二項を「第五十二条第二項、第十七条第二項」に改め、「とあるのは「両出資業務」との下に「機構法第五条第四項中「研究開発出資業務」という。」とあるのは「研究開発出資業務」という。」又は「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条规定する業務(以下「両出資業務」という。)」と、機構法第二十八条の二第二項中「の一部」とあるのは「又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条规定する業務(以下「両出資業務」という。)」を「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係る」に改める。

(身体障害者の利便の増進に資する通信・放送
身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律
の一部改正)

第五十三条を削る。

第五十五条を次のように改める。

第六条を次のように改める。

(機構法の適用)

第六条 第四条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「又は」のあるのは「又は両債務保証等業務」と、「に係る」とあるのは「又は身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(以下「障害者利用円滑化法」という。)第四条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」をいう。(以下同じ。)に係る」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「両債務保証等業務」と、機構法第二十八条の二第二項中「の一部」とあるのは「又は障害者利用円滑化法第四条第二号に掲げる業務(利子補給金の支給の決定を除く。)」の一部」と、機構法第三十一条中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開發債務保証業務等(研究開発債務保証業務及び障害者利用円滑化法第四条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」をいう。以下同じ。)」と、機構法第三十二条、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第二号中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研

究開発債務保証業務等」と、機構法第三十三
条の二「技術研究開発債務保証業務等」。

第七条 削除

条の二中「及び研究開発債務保証業務」とあるのは「並びに研究開発債務保証業務等並びに障害者利用円滑化法第四条第一号及び第三号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び障害者利用円滑化法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は障害者利用円滑化法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第十二条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」とあるのは「若しくは第十八条第二項の規定による認可(研究開發出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」、第二十九条第一項の規定による認可(研究開発債務保証業務等に係るものを除く。)と、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開發出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「の規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(障害者利用円滑化法第四条に規定する業務に係るもの)を除く。」と、機構法第四十五条第三号中「第二十九条第一項」であるのは「部分」とあるのは「部分(障害者利用円滑化法第四条に規定する業務に係る部分)を除く。」と、機構法第四十五条第三号中「第二十九条第一項」とあるのは「第二十九条第一項及び障害者利用円滑化法第四条」とする。

第七条 削除

第八条中「第五条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(以下「放送番組素材利用促進法」という。)第六条に規定する業務(以下「両出資業務」という。)と、同条第三項中「又は」とあるのは「放送番組素材利用促進法第六条に規定する業務に必要な資金又は」と、機構法第十七条第二項を「第五条第二項、第十七条第二項に改め、「どあるのは「両出資業務」と」の下に「機構法第五条第四項中「研究開発出資業務」という。」とあるのは「研究開発出資業務」という。」又は放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(以下「放送番組素材利用促進法」という。)第六条に規定する業務(以下「両出資業務」という。)と、機構法第二十八条の二第二項中「の一部」とあるのは「又は放送番組素材利用促進法第六条第一号に掲げる業務(出資の決定を除く。)の一部」とを、「(両出資業務)の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、「研究開発出資業務に係る」を「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係る」に改める。

第十一條 削除

第十二条に見出しとして「(罰則)」を付する。

(受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第十三条 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第八条を次のように改める。

(機構法の適用)

れる場合には、機構法第五条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは、「両出資業務」と、同条第四項中「同項第六号」とあるのは、「両出資業務」という。」とあるのは、「研究開発出資業務」という。「」とあるのは、「研究開発出資業務」という。」とあるのは、「研究開発出資業務」という。」又は受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という。)第六条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。」と、機構法第十七条第二項中「研究開発出資業務又は」とあるのは、「両出資業務又は両債務保証業務」と、「に係る」とあるのは、「又は受信設備制御型放送番組促進法第六条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。」に係る」と、機構法第十九条第二項中「の一部」とあるのは、「又は受信設備制御型放送番組促進法第六条第一号及び第二号に掲げる業務(債務の保証の決定及び出資の決定を除く。)の一部」と、機構法第二十九条第一項中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは、「両出資業務又は両債務保証業務」とあるのは、「両出資業務又は両債務保証業務」と、機構法第二十八条の二第二項中「の一部」とあるのは、「又は受信設備制御型放送番組促進法第六条第一号及び第二号に掲げる業務(債務の保証の決定及び出資の決定を除く。)の一部」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは、「研究開発出資業務等(研究開発出資業務及び受信設備制御型放送番組促進法第六条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)又は研究開発出資業務又は研究開発出資業務等(研究開発出資業務及び受信設備制御型放送番組促進法第六条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)又は研究開発出資業務」とあるのは、「研究開発出資業務」という。」とあるのは、「研究開発出資業務」という。」

「発債務保証業務等」と、機構法第三十三条の二中「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等に係る経理並びに研究開発債務保証業務等及び受信設備制御型放送番組促進法第六条第三号に掲げる業務(これ附帯する業務を含む。)」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び受信設備制御型放送番組促進法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は受信設備制御型放送番組促進法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものと除く。)」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(両出資業務又は両債務保証業務に係るものと除く。)、第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものと除く。)、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務等又は研究開發債務保証業務等に係るものと除く。)、第三十二条第一項の規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(受信設備制御型放送番組促進法第六条に規定する業務に係るものと除く。)」と、同項第一号中「部分」とあるのは「部分(受信設備制御型放送番組促進法第六条に規定する業務に係る部分を除く。)」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び受信設備制御型放送番組促進法第六条」とする。

第十二条に見出しとして「(罰則)」を付す
る。

理由

高度通信・放送研究開発の一層の推進を図るため、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発に係る債務保証の業務を追加するとともに、同機構が行う高度通信・放送研究開発を委託により実施することができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第十一号

通信委員会議録第七号

平成八年五月十五日

平成八年五月二十三日印刷

平成八年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局